

別添2（2 - 13 関係）

並行輸入自動車審査要領

目 次

- 第1 目的
- 第2 届出書等
- 第3 届出書等の受理等
- 第4 書面審査の審査期間等
- 第5 書面審査
- 第6 書面審査の決裁
- 第7 現車審査
- 第8 届出書等の保存期間

第1 目的

本審査要領は、規程2 - 13（並行輸入自動車）に定める並行輸入自動車に係る審査（以下「現車審査」という。）並びに並行輸入自動車届出書及び添付資料の審査（以下「書面審査」という。）を適正に行うことを目的とする。

第2 届出書等

2 - 1 届出書及び添付資料

規程2 - 13(2)の届出書及び添付資料（以下「届出書等」という。）は、第1号様式による「並行輸入自動車届出書」及び表1に示す添付資料のうち該当する添付資料とする。

表1 添付資料

資料名	区分	指定自動車等と同一	指定自動車等と類似	その他
1 自動車通関証明書等（写）				
2 指定自動車等との相違に関する資料				
3 製作年月日判定資料				
4 車両諸元概要表				
5 車台番号又はシリアル番号等の解説資料				
6 外観四面図				
7 原動機等に関する資料				
8 排出ガス試験結果成績表				
9 熱害試験結果成績表（写可）				
10 技術基準への適合性を証する書面				
11 その他保安基準への適合性を証する書面				

備 考

- (1) 印は必要な添付資料を示す。

- (2) 印は必要な添付資料について、保安基準の適用を除外されている場合、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けている場合又は 5 - 3 に省略できる旨が定められている場合には省略することができるものを示す。
- (3) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」として区分できる範囲は、5 - 1 - 6 に定める。
- (4) 資料名 1 から 11 の詳細は、5 - 3 に定める。

2 - 2 提出部数等

並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある検査部検査課又は事務所の長（以下本要領において「事務所長等」という。）に対し、届出書を並行輸入自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。ただし、同一型式及び同一構造の複数の並行輸入自動車に係る届出書等を、同一事務所長等に同時に提出する場合にあっては、2 - 1 の表 1 の資料名 2、4 から 7 まで、9 及び 11 の添付資料の提出部数は、1 部とすることができる。

2 - 3 提出先及び提出方法

- (1) 届出者は、原則として、事務所長等が定めた提出時間帯に、事務所長等が定めた提出場所へ届出書等を提出するものとする。
- (2) 届出者は、(1)の規定にかかわらず、届出書等を郵送等による送付により提出することができる。なお、普通郵便による送付等、事務所長等への到達の事実が確認できない送付方法により届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

第 3 届出書等の受理等

3 - 1 受理

事務所長等は、届出者から届出書等の提出があった場合には、届出書等について、必要な書面等の有無及びその記載事項を確認し、適当であると判断されるときは、これを受理する。

3 - 2 不受理

事務所長等は、届出書等について、必要な書面等が不足しており、届出書等の形式的要件を欠いていると認めた場合は、当該届出書等を不受理とする。

3 - 2 - 1 不受理の通知

事務所長等は、届出書等を不受理とした場合には、その旨を届出者に通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。なお、2 - 3（提出先及び提出方法）(2)の郵送等による送付により届出書等が提出された場合等、事務所長等が相対して届出書等の提出を受けていない場合にあっては、次のいずれかの方法により通知するものとする。

届出書に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。

届出書に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。

3 - 2 - 2 不受理通知後の取扱い

事務所長等は、3 - 2 - 1 (不受理の通知)により不受理の旨を届出者に通知した場合には、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすこととなると認められるまでは、3 - 1 (受理)の届出書等の受理は行わないものとする。

なお、3 - 2 - 1 (不受理の通知)なお書の方法により通知したにもかかわらず、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合は、届出者に届出書等を返送するものとする。

3 3 受付台帳への入力

事務所長等は、3 - 1 (受理)により届出書等を受理したときは、届出書に受付番号及び受付印を記載又は押印し、規程別添9「業務量統計システム報告要領」に定める業務量統計システム(以下「受付台帳」という。)に受付番号、受付年月日、車台番号又はシリアル番号等の入力を行う。

3 - 4 届出書等の取下げ

3 - 4 - 1 取下げ願いの提出

届出者は、届出書等の取下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、第2号様式による「新規検査等に伴う並行輸入自動車の届出書等の取下願出書」(以下「取下願出書」という。)に必要事項を記載し提出する。

3 - 4 - 2 取下げ願いの受理

(1) 事務所長等は、届出者から取下願出書の提出があった場合は、その記載事項を確認し、適当であると判断されるときはこれを受理するとともに、届出者に届出書等を返却する。

(2) 事務所長等は、(1)の処理をしたときは、受付台帳の備考欄に当該処理を行った旨(例： 年 月 日付け取下げ)を入力する。

第4 書面審査の審査期間等

4 - 1 書面審査の審査期間

(1) 事務所長等は、提出された届出書等について、第5(書面審査)の規定に基づき、書面審査を速やかに行うものとする。

(2) 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。

4 - 2 書面審査終了の連絡

事務所長等は、届出者から届出書等が提出された際に書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認し、必要と申告のあったものについて書面審査が終了した場合には、終了したことを届出者に速やかに連絡する。

4 - 3 書面審査の延長

事務所長等は、審査期間内に書面審査を終了することができない場合又は5 - 3 - 10 - 3 - 1 (技術基準適合証明書の審査)(3)なお書の規定により書面審査を保

留する場合には、届出者にその理由を付して連絡する。

第5 書面審査

5 - 1 届出書（その1）の審査

5 - 1 - 1 届出者の氏名又は名称等

届出者の氏名又は名称、住所、連絡先責任者及び連絡先電話番号は、明確に記載されていなければならない。

5 - 1 - 2 輸入者の氏名又は名称等

輸入者の氏名又は名称及び住所は、自動車通関証明書等に記載されている輸入者のものと同じでなければならない。

5 - 1 - 3 車名

(1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の車名は、規程3 - 3 - 4（車名欄及び型式欄）の規定により、その指定自動車等の車名とする。

(2) (1)以外の並行輸入自動車の車名は、規程3 - 3 - 4（車名欄及び型式欄）の規定により、現に存する車名とする。

この場合において、「現に存する車名」は、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定する。

打刻届出書の提出のあった二輪自動車及び側車付二輪自動車（以下「二輪自動車等」という。）は、打刻届出書に記載されている車名

車台番号又はシリアル番号の様式が指定自動車等と同一であるものは、指定自動車等の車名

車両識別番号（VIN）により車名を判断できるものは、その車名

以外の車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できるものは、その車名

自動車製作者の製作証明書により車名を判断できるものは、その車名

技術基準に適合している旨が記載されているラベル又は銘板により車名を判断できるものは、その車名

輸出国の権限ある政府機関の発行した自動車検査証又は自動車登録証により車名を判断できるものは、その車名

製作者のプレート又は製作者の資料等により車名を判断できるものは、その車名

(3) (2)の規定によって車名を判定できない並行輸入自動車は、車名を「不明」とする。

(4) 第7の現車審査において、次のいずれかに該当する場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず車名を「不明」とする。

当該並行輸入自動車の車台番号の字体及び様式が、車名判定を行った車台の製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合

二輪自動車等であって、車台の特徴が次のいずれかに該当する等、車台の製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合

ア ハンドルポスト部又はフレームパイプの主要接合部が鋳物から鋳物以外に変更されているもの

イ 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないものであって、前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作されたことが資料等（製作者の証明、カタログ又はその他資料等）により確認できないもの

5 - 1 - 4 型式

- (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の型式は、規程 3 - 3 - 4（車名欄及び型式欄）の規定により、当該指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて、前後に「 - 」を付した型式（ - ）とする。
- (2) (1)以外の並行輸入自動車であって、打刻届出書の提出のあった二輪自動車等の型式は、打刻届出書に記載されている型式とする。
- (3) (1)及び(2)以外の並行輸入自動車及び車名を「不明」とした並行輸入自動車は、型式を「不明」とする。

5 - 1 - 5 車台番号又はシリアル番号等

車台番号又はシリアル番号等は、自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号等と同一でなければならない。

5 - 1 - 6 指定自動車等との関連

5 - 1 - 6 - 1 「指定自動車等と同一」の範囲

次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」として区分することができる。

二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表 2 の相違項目欄のいずれかに該当するもの

二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表 2 の相違項目欄のいずれかに該当するもの

【例】車台番号の型式等を表す打刻の例

型式等を表す打刻

打刻様式 -

表 2 「指定自動車等と同一」として区分できる相違

相違装置等	相違項目
1 原動機	・ 最高出力、最大トルク又は圧縮比等の相違 ・ 気化器方式又は燃料噴射方式の相違 ・ 過給器及び吸気冷却器の有無の相違
2 動力伝達装置	・ 変速比又は減速比の相違 ・ 変速機（手動、自動）の相違
3 走行装置	・ リムの材質、リムサイズ及びタイヤサイズの相違
4 かじ取装置	・ ハンドル位置（左ハンドル、右ハンドル）の相違 ・ ハンドル径の相違 ・ パワーステアリングの有無の相違

5 制動装置	<ul style="list-style-type: none"> ・マスターシリンダの相違 ・倍力装置の有無及び種類の相違 ・ABSの有無の相違
6 灯火装置	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の4灯式、2灯式の相違
7 車体	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルーフの有無の相違 ・バンパーの相違 ・後写鏡の取付位置の相違
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ、幅、高さ、最大積載量、乗車定員、車両総重量、車両重量の相違 ・遮熱板の相違（指定自動車等と同一箇所に取り付けられたものに限る。） ・排出ガス対策装置の相違（改善対策により触媒等が付けられたもの） ・車両識別番号（VIN）における組立工場記号の相違 ・車両識別番号（VIN）における年式記号の相違 ・その他軽微な相違（例：側面方向指示器の形状等）

5 - 1 - 6 - 2 「指定自動車等と類似」の範囲


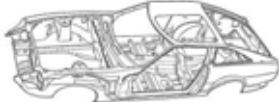
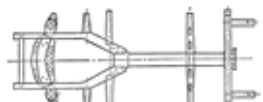
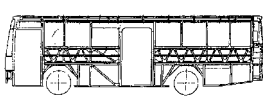
次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」と区分されるものを除き、指定自動車等と類似した構造・装置を有する「指定自動車等と類似」として区分することができる。

二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表3の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が表3の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

表3 「指定自動車等と類似」として区分できない相違

「指定自動車等と類似」として区分できない事項	相違項目
1 種別（施行規則第2条の規定による。）	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車
2 用途（「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月6日付け自車第452号）による。）	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車
3 車体の外形	(1) 乗用自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2) 乗合自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンダフロア (3) 貨物自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラクタ、フルトレーラ、セミトレーラ、ドリー付トレーラ 等

4 車枠	梯子型  モノコック型 	背骨型  セミモノコック型 
5 軸距	モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距	

5 - 1 - 6 - 3 「その他」の範囲

「指定自動車等と同一」及び「指定自動車等と類似」以外の並行輸入自動車は、「その他」と区分する。

5 - 1 - 6 - 4 改造により装置が変更されている並行輸入自動車

改造により装置が変更されている並行輸入自動車の指定自動車等との関連の判定は、変更後の状態で行う。

5 - 1 - 7 指定自動車等の型式等

「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式等が届出書に記載されていなければならない。

5 - 1 - 8 指定自動車等との相違点

「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、当該並行輸入自動車と類似する指定自動車等の構造・装置についての相違項目（5 - 1 - 6 - 1 表2の相違項目欄に掲げる相違を除く。）が届出書に記載されていなければならない。

5 - 2 届出書（その2）の審査

5 - 2 - 1 車台番号（シリアル番号）等様式の解説

当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号（プレート表示を含む。）の解説が届出書に記載されていること。

5 - 2 - 2 車台番号

(1) 次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、その番号を車台番号とする。

打刻様式及び打刻字体が指定自動車等の車台番号と同一と認められる車台番号

打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車台番号

自動車製作者等の資料により、当該並行輸入自動車を特定できる車台番号

(2) (1)以外の並行輸入自動車及び車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる並行輸入自動車は、規程2 - 16（車台番号等の打刻作業等）の規定により、職権による打刻が必要である旨を国土交通省へ連絡する。

5 - 2 - 3 原動機打刻等様式の解説

原動機の打刻番号及び鋳造浮出し（以下「原動機打刻番号等」という。）又はプレート表示の様式の解説が記載されていること。

5 - 2 - 4 原動機型式

(1) 原動機型式は、次の規定を順次適用することにより判定する。

原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機は、指定自動車等の原動機型式

打刻届出書が提出された二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機型式

容易に確認することができる原動機打刻番号等により総排気量を判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等

原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであって、当該原動機打刻番号等に係る資料により総排気量を判定できる原動機は、その原動機打刻番号等

原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであって、当該原動機打刻番号等に係る資料により当該並行輸入自動車に搭載されている原動機であることが判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等（8桁を超えるものは、1桁目から8桁目までの原動機打刻番号等とする。）

(2) (1) の原動機であって、原動機に表示されている原動機打刻番号等と原動機型式が読み替えにより相違しているものは、(1) から により判定する。

【例】

原動機打刻番号等	原動機型式
	(読み替え)

(3) (1)及び(2)以外の原動機は、規程2 - 16（車台番号等の打刻作業等）の規定により、職権による打刻が必要である旨を国土交通省へ連絡する。

5 - 2 - 5 原動機の総排気量

原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定する。なお、次の規定により特定ができない原動機にあっては、その他方法による実測により総排気量を特定する。

5 - 2 - 4（原動機型式）(1) 及び(2)により原動機型式の判定を行った原動機は、指定自動車等と同一の総排気量

原動機打刻番号等（プレート表示を含む。）に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量

打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量が表示されている原動機は、その総排気量

車台番号又はシリアル番号等に係る資料により総排気量を特定できる原動機は、その資料の総排気量

自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量が表示されている原動機は、その総排気量

資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、第3号様式（総排気量計算書）を用いて算定された総排気量

5 - 2 - 6 保安基準に適合させるための改善事項

保安基準に適合させるための改善事項がある並行輸入自動車は、その改善内容が届出書に記載されていなければならない。

5 - 3 表1（添付資料）に定める添付資料の審査

5 - 3 - 1 自動車通関証明書等（写）

(1) 自動車通関証明書等の写しは、次に掲げる証明書等の写しでなければならない。

自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）

輸入申告書（受理印のあるものであって、自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）

二輪自動車等の打刻届出書

(2) 事務所長等は、(1)の自動車通関証明書等の写しが添付資料として提出された場合には、3 - 1（受理）の届出書等を受理する際、届出者に対し同証明書等の原本の提示を求め、同証明書等の写しと原本との照合を行うものとする。ただし、事務所長等が相対して届出書等の提出を受けていない場合にあっては、7 - 1（現車審査の実施）の現車審査の際に行うことができるものとする。

なお、(1)の自動車通関証明書等の写しが添付資料として提出された場合において、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあっては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあっては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本を照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。

5 - 3 - 2 指定自動車等との相違に関する資料

指定自動車等との相違に関する資料は、届出書（その1）の「指定自動車等との相違点」欄に記載された内容が確認できるものでなければならない。

5 - 3 - 3 製作年月日判定資料

5 - 3 - 3 - 1 製作年月日判定資料の審査

製作年月日判定資料は、規程2 - 5（製作年月日）イからカのいずれかの規定により製作年月日を判定する場合の根拠となる資料でなければならない。

5 - 3 - 3 - 2 製作年月日判定資料の省略

規程2 - 5（製作年月日）の判定を5 - 3 - 1（自動車通関証明書等(写)）(1)から のいずれかの資料により行う場合には、製作年月日判定資料を省略することができる。

5 - 3 - 4 車両諸元概要表

5 - 3 - 4 - 1 車両諸元概要表の様式

車両諸元概要表の様式は、次の区分毎に定める様式とする。

乗用自動車	第4号様式
乗合、貨物又は特種用途自動車	第5号様式
二輪自動車等	第6号様式
大型特殊自動車	第7号様式
被牽引自動車	第8号様式

5 - 3 - 4 - 2 車両諸元概要表の審査

車両諸元概要表は、当該並行輸入自動車の構造及び装置が適切に確認できるように記載されていなければならない。

5 - 3 - 4 - 3 車両諸元概要表の省略

当該並行輸入自動車が「指定自動車等と類似」に区分され、届出書（その１）の「指定自動車等との相違点」欄に指定自動車等と相違する事項を車両諸元概要表に準じて記載したものを提出する場合は、車両諸元概要表を省略することができる。

5 - 3 - 5 車台番号又はシリアル番号等の解説資料

5 - 3 - 5 - 1 車台番号又はシリアル番号等の解説資料の審査

車台番号又はシリアル番号等の解説資料は、届出書（その２）の「車台番号（シリアル番号）等様式の解説」欄の記載内容が確認できるものでなければならない。

5 - 3 - 5 - 2 車台番号又はシリアル番号等の解説資料の省略

次のいずれかに該当する場合は、車台番号又はシリアル番号等の解説資料を省略することができる。

(1) 当該並行輸入自動車が「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号等の様式が一連番号等を除き、指定自動車等と同一の場合

(2) 5 - 2 - 1（車台番号（シリアル番号）等様式の解説）の解説により、次に掲げるいずれの事項も判定しない場合

車名

製作年月日

原動機の総排気量

適用する保安基準を特定するための自動車の用途等の区分

各種試験成績書に記載されている試験自動車との同一性

5 - 3 - 6 外観四面図

外観四面図は、外観の形状を明確に確認できるものでなければならない。

この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。

5 - 3 - 7 原動機等に関する資料

5 - 3 - 7 - 1 原動機等に関する資料の審査

原動機等に関する資料は、次の項目が確認できるものでなければならない。

総排気量、最高出力及び最高出力時回転数

排出ガス試験結果成績表の提出があるものは、使用燃料、変速機及び減速比

5 - 3 - 7 - 2 原動機等に関する資料の省略

次の各号のいずれかに該当する場合は、原動機等に関する資料のうち、それぞれ各号に掲げる資料を省略することができる。

(1) 当該並行輸入自動車が「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車に搭載されている原動機等の5 - 3 - 7 - 1（原動機等に関する資料の審査）に規定する項目が該当する指定自動車等と同一である場合は、同一である項目に関する資料

(2) 次に掲げる事項が第7の現車審査において確認できる場合は、該当する事項に関する資料

総排気量が表示されているプレート又は原動機の鋳造浮出し

減速比を表示したディファレンシャル・ケース付近のプレート又は刻印等

5 - 3 - 8 排出ガス試験結果成績表

5 - 3 - 8 - 1 排出ガス試験結果成績表の審査

(1) 排出ガス試験結果成績表は、「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」(平成3年6月28日付け地技第168号)に定める自動車排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が発行した正本(試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの。)でなければならない。

財団法人日本自動車輸送技術協会

(住所)東京都千代田区麹町5-7

財団法人日本車両検査協会

(住所)東京都北区豊島7-26-28

(2) 排出ガス試験結果成績表の自動車車台番号(又はシリアル番号)欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、届出書に記載された当該並行輸入自動車のものと一致していなければならない。

(3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書(その2)に記載されている当該並行輸入自動車の車両重量が該当する表4の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表4 排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

(二輪自動車等以外の自動車)

ランク	車両重量(kg)	等価慣性重量(kg)
1	~ 452	500
2	453 ~ 577	625
3	578 ~ 702	750
4	703 ~ 827	875
5	828 ~ 1015	1,000
6	1016 ~ 1265	1,250
7	1266 ~ 1515	1,500
8	1516 ~ 1765	1,750
9	1766 ~ 2015	2,000
10	2016 ~ 2265	2,250
11	2266 ~ 2515	2,500
12	2516 ~ 2765	2,750
13	2766 ~ 3140	3,000
	以下500kgとび	

(二輪自動車等)

ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両 重量(kg)	等価慣性重量(kg)
1	~ 30		80
2	31 ~ 40		90
3	41 ~ 50		100
4	51 ~ 60	~ 5	110
5	61 ~ 70	6 ~ 15	120
6	71 ~ 80	16 ~ 25	130
7	81 ~ 90	26 ~ 35	140
8	91 ~ 110	36 ~ 55	150
9	111 ~ 130	56 ~ 75	170
10	131 ~ 150	76 ~ 95	190
11	151 ~ 170	96 ~ 115	210
12	171 ~ 190	116 ~ 135	230
13	191 ~ 215	136 ~ 160	260
14	216 ~ 245	161 ~ 190	280
15	246 ~ 275	191 ~ 220	310
16	276 ~ 305	221 ~ 250	340
17	306 ~ 340	251 ~ 285	380
	以下40kgとび		

(4) 排出ガス試験結果成績表に記載されている排出ガス量は、当該並行輸入自動車に適用される規程4-50(排気管からの排出ガス発散防止性能)の規定に適合していなければならない。

(5) 排出ガス試験結果成績表に記載されている総排気量、最高出力、最高出力時回転数、使用燃料、変速機及び減速比は、添付資料により確認できなければならない。ただし、5-3-7-2(原動機等に関する資料の省略)に該当する場合にあっては、この限りでない。

5-3-8-2 特種用途自動車の排出ガス規制

(1) 5-3-8-1(排出ガス試験結果成績表の審査)(4)の場合において、特種用途自動車には、自動車製作者が自動車を組立製作工場から出荷した状態の自動車(以下「ベース車」という。)に適用される排出ガス規制を適用する。

(2) 次の規定を順次適用することにより、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、ベース車が乗用車であると判断する。

車両識別番号(VIN)が乗用車部門に区分されているもの。なお、米国製の自動車又は仕向地が米国である自動車に係る乗用車部門の区分については、米国保険犯罪局(NICB)発行の乗用車識別要領(Passenger Vehicle Identification Manual)の区分によるものとする。

欧州経済共同体指令に基づき自動車製作者が発行する完成車の適合証明書(以下「COCペーパー」という。)の提出のあるもので、COCペーパーに記載されたカテゴリーがM₁又はM₂(乗車定員10人以下のものに限る。)であるもの

新型届出資料の車台番号又はシリアル番号の様式解説及び説明資料(カタログ

グ等)により乗用車であると判定できるもの

当該並行輸入自動車に装着されている特種用途の設備を除いた状態で、「自動車の用途等の区分について(依命通達)」（昭和35年9月6日付け自車第452号。以下「用途区分通達」という。）により乗用車であると判定できるもの

5 - 3 - 9 熱害試験結果成績表

5 - 3 - 9 - 1 熱害試験結果成績表の審査

- (1) 熱害試験結果成績表は、5 - 3 - 8 - 1（排出ガス試験結果成績表の審査）(1)の公的試験機関が発行した正本又はその写し（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印された正本を提示のうえ、これと照合したものに限り。）でなければならない。
- (2) 熱害試験結果成績表に記載されている試験実施車両の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号（一連番号を除く。）が一致していなければならない。
ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違内容が自動車型式認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」の別表第1（自動車等の同一型式範囲）に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないことが添付資料により確認できる場合にあっては、この限りでない。
- (3) 熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、届出書（その2）に記載されている当該並行輸入自動車の車両総重量が該当する表5の車両総重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

表5 熱害試験結果成績表の等価慣性重量

ランク	車両総重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	~ 562	500
2	563 ~ 687	625
3	688 ~ 812	750
4	813 ~ 937	875
5	938 ~ 1125	1,000
6	1126 ~ 1375	1,250
7	1376 ~ 1625	1,500
8	1626 ~ 1875	1,750
9	1876 ~ 2125	2,000
10	2126 ~ 2375	2,250
11	2376 ~ 2625	2,500
12	2626 ~ 2875	2,750
13	2876 ~ 3250	3,000
	以下500kgとび	

- (4) 熱害試験結果成績表に記載されている試験結果は、細目告示別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合していなければならない。
- (5) 熱害試験結果成績表に記載されている総排気量、変速機及び一酸化炭素等発散防止装置は、提出された排出ガス試験結果成績表に記載されているものと同一で

なければならない。

5 - 3 - 10 技術基準への適合性を証する書面

5 - 3 - 10 - 1 適用される技術基準

技術基準への適合性を証する書面は、次に掲げる技術基準のうち、当該並行輸入自動車に適用されるものへの適合性を証するものでなければならない。

細目告示別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」

細目告示別添 6 「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」

細目告示別添 9 「イモビライザの技術基準」

細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」

細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」

細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」

細目告示別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」

細目告示別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」

細目告示別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」

細目告示別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」

細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」

細目告示別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」

細目告示別添 24 「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」

細目告示別添 25 「突入防止装置の技術基準」

細目告示別添 27 「内装材料の難燃性の技術基準」

細目告示別添 28 「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」

細目告示別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」

細目告示別添 31 「座席ベルト取付装置の技術基準」

細目告示別添 32 「座席ベルトの技術基準」

細目告示別添 34 「頭部後傾抑止装置の技術基準」

21 細目告示別添 35 「年少者用補助乗車装置の技術基準」

22 細目告示別添 36 「とびらの開放防止の技術基準」

23 細目告示別添 37 「窓ガラスの技術基準」

24 細目告示別添 78 「盗難発生警報装置の技術基準」

25 細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」

26 細目告示別添 87 「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」

27 細目告示別添 93 「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」

28 細目告示別添 99 「歩行者頭部保護の技術基準」

5 - 3 - 10 - 2 技術基準への適合性を証する書面の種類

(1) 技術基準への適合性を証する書面は、次のいずれかの書面でなければならない。

技術基準適合証明書

技術基準の試験成績書

(2) (1) の「技術基準適合証明書」とは、当該並行輸入自動車が技術基準と同等とされている外国基準へ適合していることを証する書面であって、当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面の原本をいう。

(3) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準適合証明書であって、次の から までの要領により取り扱われた場合の 又は のものは、(2)の当該並行輸入

自動車を製作した者が証明した書面の原本と見なす。

事務所長等は、提出された技術基準適合証明書の原本に受付印を押印し、受付年月日及び受付番号を記載する。

事務所長等は、 の写しに原本を照合した旨の記載及び受付印の押印を行い、受付印による原本との割印を行ったうえで、届出者に当該写しを返付する。

届出者は、 により返付されたものの写しに当該届出者の印鑑を押印する。

を行った事務所長等は、他の事務所長等からの照会に対応できるよう、技術基準適合証明書の原本を保管する。

他の事務所長等は、 及び の取扱いによる技術基準適合証明書の写しに疑義が生じた場合には、当該写しを返付した事務所長等に照会を行う。

【例】技術基準適合証明書の取扱い例

(原本)

割印

原本

受付印
受付番号

The image shows the original document with a diagonal cut mark across the top. At the bottom right, there is a red stamp that reads '原本確認済' (Original confirmed) and a circular official seal. The text '受付印 受付番号' (Receipt stamp, Receipt number) is written below the stamp.

(写し)

割印

写し

受付印

原本を照合した旨の記載

原本確認済

The image shows a copy of the document with a diagonal cut mark. It features a red stamp '原本確認済' (Original confirmed) and a circular official seal. The text '受付印' (Receipt stamp) is written above the stamp, and '原本を照合した旨の記載' (Description of original verification) is written below it.

(の写しに当該届出者の印鑑を押印したもの)

届出者の朱印

写し

原本確認済

The image shows a copy of the document with a diagonal cut mark. It features a red stamp '原本確認済' (Original confirmed) and a circular official seal. The text '届出者の朱印' (Signature of the applicant) is written above the stamp, and '原本確認済' (Original confirmed) is written below it.

(4) (1) の「技術基準の試験成績書」とは、当該並行輸入自動車に適用される技術基準の試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し）であって、次の試験機関が発行したものをいう。

財団法人日本自動車研究所

（住所）茨城県つくば市荻間 2530

独立行政法人交通安全環境研究所が指定した表 6 の外国の試験機関

表 6 独立行政法人交通安全環境研究所が指定した外国の試験機関

国名	試験機関名	住所	代表的な試験項目
米国	・Calspan Corporation	・ 4455 Genesee Street Buffalo, NY 14225 USA	前面衝突時の乗員保護試験
	・MGA Research Corporation	・ 5000 Warren Road Burlington, WI 53105 USA	前面衝突時の乗員保護試験
	・Transportation Research Center Inc.	・ 10820 State Route 347, East Liberty, OH 43319 USA	前面衝突時の乗員保護試験 側面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
ドイツ	・TÜV Automotive GmbH	・ Daimlerstr.11, D-85748 Garching Germany	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・TÜV Kraftfahrt GmbH	・ Am Grauen Stein, 51105 Köln Germany	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
	・TÜV Nord Strasseverkehr GmbH	・ Am TÜV 1, D-30519 Hannover Germany	乗用車の制動装置試験
	・TÜH Staatlich Technische Überwachung Hessen	・ Rüdeshheimer Str.119, D-64285 Darmstadt Germany	乗用車の制動装置試験
スペイン	・Applus+IDIADA	・ L'Albornar-P0 Box20, E-43710 Santa Oliva Spain	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
フランス	・UTAC	・ Autodrome de Linas-Montlhéry-BP212, F-91311 Montlhéry Cedex France	前面衝突時の乗員保護試験 乗用車の制動装置試験
オランダ	・Vehicle technology and information centre	・ Europaweg 205, P.O.Box777, 2700 AT Zoetermeer Netherland	乗用車の制動装置試験
英国	・Vehicle Certification Agency	・ 1 The Eastgate Office Centre, Eastgate Road Bristol BS 56 XX, United Kingdom	前面衝突時の乗員保護試験

5 - 3 - 10 - 3 技術基準への適合性を証する書面の審査

5 - 3 - 10 - 3 - 1 技術基準適合証明書の審査

- (1) 技術基準適合証明書は、当該証明書が真正なものであることを確認できるよう、製作者の名称及び所在地、車台番号並びに署名者の氏名、職名、所属、連絡先の電話番号及びFAX番号が明記されたものでなければならない。
- (2) 事務所長等は、別表第1（同等外国基準等）に定める技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車が技術基準に適合していると判断する。

(3) 事務所長等は、別表第 1（同等外国基準等）に定める技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されているが、当該証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、自動車検査法人本部業務部業務課（以下「業務課」という。）へ照会のうえ判断する。また、業務課において判断できない場合には、国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課へ照会のうえ判断する。

なお、照会中は書面審査を保留とし、この場合の処理期間は、原則として 1 か月以内とする。

5 - 3 - 10 - 3 - 2 技術基準適合証明書の真正性の照会

(1) 5 - 3 - 10 - 3 - 1（技術基準適合証明書の審査）(3)による技術基準適合証明書の真正性の照会は、次によるものとする。

事務所長等は、技術基準適合証明書について真正性の照会が必要な場合には、第 9 号様式（技術基準適合証明書照会台帳（検査部・事務所用））に必要事項を記入し、第 11 号様式（技術基準適合証明書の真正性の判定について（検査部・事務所用））及び技術基準適合証明書の写し（原本を照合してその旨を記載したもの）を業務課あてに送付する。この場合、事務所にあつては管轄する検査部（沖縄、宮古及び八重山の各事務所にあつては、沖縄事務所）を經由して照会を行う。

業務課は、の検査部からの照会について国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課へ照会が必要な場合には、第 10 号様式（技術基準適合証明書照会台帳（本部用））に必要事項を記入し、第 12 号様式（技術基準適合証明書の真正性の判定について（本部用））及び検査部より送付された技術基準適合証明書の写しを送付する。

(2) 技術基準適合証明書の真正性の確認結果について、業務課又は検査部は、第 11 号様式（技術基準適合証明書の真正性の判定について（検査部・事務所用））に判定結果等の記載を行い照会元へ返付する。

5 - 3 - 10 - 3 - 3 技術基準の試験成績書の審査

(1) 技術基準の試験成績書は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

「新型自動車の試験方法について」（昭和 46 年 10 月 20 日付け自車第 669 号）の各試験項目毎に規定されている試験成績書の様式であつて、試験計測データが記載されたものであること。

5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準）、 から まで、 から まで及び²⁸の技術基準の試験成績書にあつては、次の書面が添付されたものであること。

ア 試験自動車の試験実施前の写真であつて、試験自動車の構造・装置と当該並行輸入自動車の構造・装置が同一であることが確認できるもの

イ 試験実施後の試験自動車の構造・装置の状況が確認できる写真

(2) 5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準）、 、 、 及び から²⁷までの技術基準の試験成績書にあつては、試験に係る装置の構造と当該並行輸入自動車の技術基準に係る装置の構造が同一でなければならない。

(3) 5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準）の技術基準の試験成績書を試験自動

車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。

試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア又はイに該当する相違以外のものが、5 - 1 - 6 - 1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。

ア 軸距の相違

イ 車体の外形の相違であって、ボンネットとバン又はキャブオーバとバンの相違

試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合は、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車枠の構造が同一であることが添付資料により明確であること。

技術基準の試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号（一連番号を除く。）が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。

(4) 5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準） から まで及び の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。

試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア、イ又はウに該当する相違以外のものが、5 - 1 - 6 - 1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。

ア 原動機の相違（総排気量、燃料の種類等の相違を含む。）

イ 軸距の相違（モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距を含む。）

ウ 車体の外形の相違であって、次に該当するもの

a 乗用自動車にあつては、車体の形状が箱型とステーションワゴンと幌型

b 貨物自動車にあつては、バンとピックアップ、バンとボンネット又はバンとキャブオーバ

試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合は、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車枠の構造が同一であることが添付資料により明確であること。

技術基準の試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号（一連番号を除く。）が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。

第7の現車審査において、(1) の写真等により制動形式等を比較したときに、次のものに相違がないこと。

ア 制動形式（ディスク、ドラム）

イ マスタ・シリンダ形式（シングル、タンデム、デュアル）

- ウ 制動倍力装置の有無及び形式（真空式、液圧式、空気式）
- エ 制動力制御方式（ABS等の有無）
- オ 駐車ブレーキ操作方式（足踏式、ステッキ式、レバー式）

(5) 5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準） から まで及び²⁸の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあつては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。

試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であつて、次のア、イ又はウ（5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準） の技術基準に係る試験成績書にあつては、ア）に該当する相違以外のものが5 - 1 - 6 - 1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。

ア 原動機の相違（総排気量、燃料の種類等の相違を含む。）

イ 軸距の相違（モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距を含む。）

ウ 車体の外形の相違であつて、次に該当するもの

a 乗用自動車にあつては、車体の形状が箱型とステーションワゴンと幌型（運転者席より前方の部分の車枠及び車体の構造の相違がないものに限る。）

b 貨物自動車にあつては、バンとピックアップ又はバンとボンネット

試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合は、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車枠の構造が同一であることが添付資料により明確であること。

技術基準の試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号（一連番号を除く。）が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号相違の内容が の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。

(6) 事務所長等は、技術基準の試験成績書に記載されている試験成績が5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準）に規定する技術基準に適合し、かつ、(2)、(3)、(4)又は(5)の規定に適合する場合は、当該並行輸入自動車が当該技術基準に適合していると判断する。

(7) 事務所長等は、独立行政法人交通安全環境研究所が指定した外国の試験機関が発行した技術基準の試験成績書について、当該試験成績書に記載された試験データにより別表第1（同等外国基準等）に定める技術基準と同等とされている外国基準に適合していることが確認できる場合には、(1)から(5)の規定にかかわらず、試験自動車が当該技術基準に適合していると判断する。

なお、当該試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合には、次のいずれかにより判断するものとする。

5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準） 、 、 及び から²⁷までの技術基準にあつては、(2)の規定を準用する。

5 - 3 - 10 - 1（適用される技術基準） の技術基準にあつては、(3)の規

定を準用する。

5 - 3 - 10 - 1 (適用される技術基準) から まで及び の技術基準にあっては、(4)の規定を準用する。

5 - 3 - 10 - 1 (適用される技術基準) から まで及び²⁸の技術基準にあっては、(5)の規定を準用する。

5 - 3 - 10 - 4 技術基準への適合性を証する書面の省略

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ各号に掲げる技術基準への適合性を証する書面を省略することができる。この場合において、又は に該当するもののうち制動装置に係る技術基準にあっては、制動装置に係る構造・装置について、5 - 3 - 10 - 3 - 3 (技術基準の試験成績書の審査)(4) アからオまでのいずれかの構造が指定自動車等と相違する場合は、制動装置に係る構造・装置が同一でないものとする。

当該並行輸入自動車が「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分され、当該並行輸入自動車の技術基準に係る構造・装置と該当する指定自動車等が適合している技術基準に係る構造・装置が同一である場合には、当該構造・装置が同一である技術基準

当該並行輸入自動車が指定自動車等と軸距のみが相違(指定自動車等と軸距のみが相違していることが添付資料により確認できるものに限る。)していることにより「その他」に区分される場合であって、当該並行輸入自動車の技術基準に係る構造・装置と該当する指定自動車等が適合している技術基準に係る構造・装置が同一であるものは、当該構造・装置が同一である技術基準(側面衝突時の乗員保護に係る技術基準を除く。)

当該並行輸入自動車が別表第1(同等外国基準等)の細目告示別添の技術基準の欄に掲げる技術基準に応じ、それぞれ同表の技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合の欄に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、当該技術基準

5 - 3 - 10 - 5 特種用途自動車への技術基準の適用

特種用途自動車には、ベース車に適用される技術基準を適用する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、貨物自動車に適用される技術基準を適用する。

最大積載量 500 kg を超える特種用途自動車

用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) に規定する特種用途自動車

【例】 の特種用途自動車の例

冷蔵冷凍車、販売車、現金輸送車、タンク車 等

5 - 3 - 11 その他保安基準への適合性を証する書面

(1) 事務所長等は、保安基準への適合性の判断に必要と認める場合は、タイヤ負荷率計算書、最大安定傾斜角度計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。

(2) 事務所長等は、当該並行輸入自動車が別添 1 「改造自動車審査要領」 3 . (1) か

ら(9)までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があった場合は、同要領の別表(改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表)に掲げる添付資料のうち、装置の変更部位の保安基準への適合性の判断に必要な資料の提出を求めるものとする。

(3) 届出者は、(1)又は(2)により事務所長等が提出を求めた場合を除き、その他保安基準への適合性を証する書面を省略することができる。

第6 書面審査の決裁

6 - 1 書面審査の起案

(1) 書面審査担当者は、次の区分毎に定める様式を用いて、起案を行う。

乗用自動車	第13号様式
乗合、貨物又は特種用途自動車	第14号様式
二輪自動車等	第15号様式
大型特殊自動車	第16号様式
被牽引自動車	第17号様式

(2) 書面審査担当者は、必要に応じ第18号様式(技術基準適合性審査表)を添付するものとする。

6 - 2 書面審査の決裁

6 - 1(書面審査の起案)により事務所長等の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

6 - 3 受付台帳への入力

事務所長等は、書面審査が終了したのものについて、速やかに受付台帳に決裁年月日の入力を行う。

6 - 4 決裁書面等の保管

事務所長等は、書面審査が終了した届出書等を、新規検査等の申請があるまで保管する。

第7 現車審査

7 - 1 現車審査の実施

現車審査は、新規検査等の前日までに第6(書面審査の決裁)の処理が終了している並行輸入自動車について、届出書等及び6 - 1(書面審査の起案)(1)の書面審査の様式を用いて、規程2 - 7(審査の実施方法)及び本審査要領の規定に基づき実施する。

7 - 2 現車審査の保留

次のいずれかに該当する場合は、審査を保留する。この場合において、受検者に対しては、書面が未審査である旨を口頭で通告し、その理由を検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印等を行い、審査依頼元に通知する。

規程2 - 6(審査依頼書の受理)により審査依頼が行なわれたものであって、7 - 1(現車審査の実施)に該当しない場合

書面審査の内容と当該並行輸入自動車に相違がある場合であって、検査当日に保安基準への適合性を判断することが困難であり、改めて第5による書面審査を必要とする場合

7 - 3 不適切な改善

保安基準に適合させるための改善を施した部位であって、次に掲げるものは、保安基準に適合しないものとする。

規程2 - 4（不適切な補修等）に該当するもの

取り付けられた灯火器の配線が車体表面に出ているもの（二輪自動車等であって、車体内に配線することが困難なものを除く。）等、取り付けが不適切なもの

7 - 4 排出ガス試験結果成績表

(1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機、減速比（書面審査により確認したものを除く。）は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

この場合にあつて、排出ガス試験結果成績表中の変速機の別は、次のとおりとする。

変速機の「手動」とは、動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換を手動のみで行う変速機をいう。

変速機の「自動」とは、変速段の切換を自動的に行うことのできる変速機をいう。

(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

7 - 5 熱害試験結果成績表

規程4 - 51 - 1 - 2 (1)によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

また、等価慣性重量は、7 - 4（排出ガス試験結果成績表）(2)の取扱いに準じるものとする。

7 - 6 技術基準への適合性

5 - 3 - 10 - 4（技術基準への適合性を証する書面の省略）により、当該書面を省略した場合であつて、次に掲げるものは、当該技術基準に適合しないものとする。

該当する指定自動車等の構造・装置と相違している場合

別表第1（同等外国基準等）の内容が確認できない又は相違している場合

7 - 7 二輪自動車等の緩衝装置

(1) 前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作され、後輪にはばねその他緩衝装置を備えていない状態で輸入された二輪自動車等（緩衝装置が取り外されているものを除く。）は、規程4 - 21 - 1（緩衝装置の装備要件）に適合するものとする。

(2) 事務所長等は、車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる二輪自動車等であつて、前輪に緩衝装置を有し後輪にはばねその他緩衝装置を備えていないものは、(1)に該当すると判断する。

7 - 8 最大積載量

(1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車の最大積載量は、規程 4 - 103 (最大積載量) によるほか、当該指定自動車等の同一型式内の類別区分中の最も大きい軸重の許容限度、車両総重量及び最大積載量を超えない範囲で指定する。

(2) (1) 以外の並行輸入自動車の最大積載量は、規程 4 - 103 (最大積載量) によるほか、次の規定を順次適用して指定する。なお、 から までの規定により指定できない場合は に定める資料の提出を求めるものとする。

米国連邦自動車安全基準又はカナダ自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合は、当該許容限度 (最大積載量の許容限度が表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。) を超えない範囲内

COC ペーパーにより車両総重量の許容限度が明確な場合は、当該許容限度を超えない範囲内

シリアル番号の解説により車両総重量の許容限度 (GVWR) の範囲が判断できる場合は、当該範囲の最小の許容限度を超えない範囲内

から までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内

第 8 届出書等の保存期間

8 - 1 不受理の届出書等

事務所長等は、3 - 2 - 1 (不受理の通知) なお書 の方法によっても不受理の旨を届出者に対し通知できない場合又は 3 - 2 - 2 (不受理通知後の取扱い) なお書の返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

8 - 2 新規検査等が終了した届出書等の保存方法及び保存期間

(1) 事務所長等は、新規検査等が終了した届出書等に検査終了年月日を記入し、検査終了年月日毎に綴り、新規検査等の日から 5 年間保存する。

(2) 事務所長等は、複数の並行輸入自動車の記載がされた技術基準適合証明書の原本であって、写しの返付を行ったものについて、当該技術基準適合証明書の原本が提出された日から 5 年間保存する。

8 - 3 届出書等の取下願出書の保存期間

事務所長等は、届出書等の取下願出書について、受理日から 1 年間保存する。

8 - 4 新規検査等終了後の受付台帳への入力

事務所長等は、新規検査等終了後、受付台帳に検査終了年月日等の必要事項の入力を行う。

8 - 5 新規検査等の申請がない届出書等

(1) 事務所長等は、届出書等の書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して第 2 号様式による取下願出書の提

出を求め、届出者に届出書等を返却するものとする。

(2) 事務所長等は、(1)により届出者に対し取下願出書の提出を求める場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ各号に掲げる日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。

事務所長等から求められた取下願出書の提出又は事務所長等から返却された届出書等の受領に届出者が応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日

届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

別表第1（別添2の5 - 3 - 10（技術基準への適合性を証する書面）関係）

同等外国基準等

細目告示別添の技術基準	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準
別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」	装着要領書に基づき設定速度を表示するディスプレイが適正に作動し、又は、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが適正に貼付され、かつ、規程4-10-2(2)に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に表示されている場合	_____
別添6「衝撃吸収式かじ取り装置の技術基準」	<p>製作年月日が昭和48年9月30日以前である場合 COCペーパー（M₁又はN₁のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAPレート（M₁又はN₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベル（PASS又はGVWRが4536kg(10000lbs)以下のMPV・TRUCK・BUSのものに限る。）が貼付されている場合 かじ取ハンドル軸の中心線と当該中心線を通り車両中心線に平行な直線とのなす角度が35°を超える構造の場合 EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） 構造図等により衝撃吸収式であることが確認できる場合</p>	ECE規則 No,12 FMVSS No,203 CMVSS No,203
別添9「イモビライザの技術基準」	<p>製作年月日が平成18年6月30日以前である場合 COCペーパー（M₁又はN₁のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAPレート（M₁又はN₁のもの車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） Eマーク又はeマークが表示されている場合 EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） 視認等によりイモビライザが備えられていないと認められる場合</p>	ECE規則 No,97 EC指令 74/61 又は 95/56
別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」	<p>製作年月日が平成11年6月30日(車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、平成12年6月30日)以前である場合 COCペーパー（M₂、M₃、N₁、N₂又はN₃のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAPレート（M₂、M₃、N₁、N₂又はN₃のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p>	ECE規則 No,13 EC指令 71/320、91/422、98/12 又は 2002/78

<p>(1) 同技術基準に規定された試験のうち、駐車制動装置静的性能試験</p>	<p>ブレーキテストのローラ回転方向に対する車両の方向が正方向及び逆方向の双方について、ブレーキテストを用いて測定した制動力が次の事項を満足する場合 $F \geq 0.18 W$ ただし、 W：車両総重量（kg） F：駐車制動装置の制動力の総和（kg） なお、F を計測する場合の自動車の状態は、検査時車両状態から積車状態に至る範囲のいずれかの状態とする。</p>	<p>_____</p>
<p>(2) 同技術基準に規定された試験のうち、駐車制動装置動的性能試験</p>	<p>$\frac{W}{w} \geq 1.41$ である場合 $(W + W) \times 900 + 0.833 \times 27.63$ である場合 $254 \times F$ ただし、 W：車両総重量（kg） w：検査時車両重量（kg） W：回転部分相当重量（kg） 普通トラック W = 0.07W バス・小型トラック W = 0.05W F：検査時車両状態でブレーキテストを用いて測定した駐車制動装置の制動力の総和（kg）</p>	<p>_____</p>
<p>(3) 同技術基準に規定された試験のうち、常温時制動試験（非積車状態）及び常温時高速制動試験（非積車状態）</p>	<p>$(\frac{W - w}{w}) \times 100 \geq 15.0$ である場合 ただし、 W：車両総重量（kg）、w：検査時車両重量（kg）</p>	<p>_____</p>
<p>(4) 同技術基準（車両総重量 3.5 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち次のからに規定された試験 常温時制動試験（非積車状態） 常温時制動試験（積車状態） 常温時高速制動試験（非積車状態） 常温時高速制動試験（積車状態） フェード試験 車輪ロック確認試験 原動機停止時制動試験 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ABS 故障警報装置の作動確認試験 駐車制動装置静的性能試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 3500kg(7716lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>FMVSS No,135（駐車制動装置動的性能試験を除く。） CMVSS No,135（駐車制動装置動的性能試験を除く。）</p>
<p>(5) 同技術基準（車両総重量 3.5 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち（4）中（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の車両に限る。）に規定された試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 3500kg(7716lbs)を超え 4536kg(10000lbs)以下の油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>

<p>(6) 同技術基準（車両総重量 3.5 トンを超えて 4.536 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち(4)中に規定された試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 3500kg(7716lbs)を超え 4536kg(10000lbs)以下の油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>(7) 同技術基準（車両総重量 4.536 トンを超える自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち(4)中に規定された試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 4536kg(10000lbs)を超える油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 3 年 9 月 30 日(専ら乗用で車両総重量が 12t を超える自動車（一般路線バスを除く。）にあつては平成 4 年 3 月 31 日、けん引自動車のうち車両総重量 7t を超えて 13t 以下の自動車にあつては平成 7 年 8 月 31 日)以前である場合 COCペーパー（M₃、N₂、N₃又はO₄のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAプレート（M₃、N₂、N₃又はO₄のものであつて、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） EU加盟国において生産された自動車であつて、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p>	<p>ECE 規則 No,13 EC 指令 71/320、85/647、88/194、91/422、98/12 又は 2002/78/</p>
<p>別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 11 年 3 月 31 日(キャブオーバ型、車枠を有する全輪駆動自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日)以前である場合 COCペーパー（M₁のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAプレート（M₁のものであつて、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） Eマークが表示されている場合 EU加盟国において生産された自動車であつて、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p>	<p>ECE 規則 No,13H</p>
<p>(1) 同技術基準のうち、駐車制動装置動的性能試験を除く試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 3500kg(7716lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>FMVSS No,135（駐車制動装置動的性能試験を除く。） CMVSS No,135（駐車制動装置動的性能試験を除く。）</p>

<p>(2) 同技術基準のうち、駐車制動装置動的性能試験</p>	<p>W/w 1.35 である場合 $(W + w) \times 900$ $+ 0.833 \times 27.63$ である場合 $254 \times F$ ただし、 W : 車両総重量 (kg) w : 検査時車両重量 (kg) W : 回転部分相当重量 (kg) 普通トラック W = 0.07W 乗用・バス・小型トラック W = 0.05W F : 検査時車両状態にブレーキテストを用いて測定した駐車制動装置制動力の総和 (kg)</p>	
<p>別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 11 年 6 月 30 以前である場合 COC ペーパーが提出された場合 (少数生産車を除く。) WVTA ラベルが貼付されている場合 E マーク又は e マークが表示されている場合 別表第 2 「二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表」に掲載されている場合 EU 加盟国において生産された自動車であって、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。)</p>	<p>ECE 規則 No,78 EC 指令 93/14</p>
<p>同技術基準のうち駐車性能試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>FMVSS No,122 CMVSS No,122</p>
<p>別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」</p>	<p>製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 以前である場合 別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」が適用される場合 構造図等により警報装置が装備されていることが確認できる場合</p>	
<p>警報の方式が音による場合の規定を除く。</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>FMVSS No,105(警報の方式が音による場合の規定を除く。) CMVSS No,105(警報の方式が音による場合の規定を除く。)</p>
<p>別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 11 年 6 月 30 日(車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては平成 12 年 6 月 30 日)以前である場合 COC ペーパー (O₁、O₂、O₃又はO₄のものに限る。)が提出された場合 (少数生産車を除く。) WVTA プレート (O₁、O₂、O₃又はO₄のものであつて、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) EU 加盟国において生産された自動車であつて、EU 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。)</p>	<p>ECE 規則 No,13 EC 指令 71/320、 91/422、98/12 又は 2002/78</p>

<p>別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」</p>	<p>製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 E マークが表示されている場合 別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の試験に適合しており、かつ、自動車製作者が装着したものであることが確認できる場合 COCペーパー（M₁又はN₁のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAプレート（M₁又はN₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p>	<p>ECE 規則 No,34</p>
<p>別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」</p>	<p>製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 製作年月日が昭和 63 年 3 月 31 日以前である場合(乗車定員 10 人以下の乗用自動車の前面衝突を除く。) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル (PASS 又は GVWR が 4536kg(10000lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。)が貼付されている場合 規程 4 - 22 - 1 - 2 (5)の規定による場合</p>	<p>ECE 規則 34 (前面衝突の方法に係る部分に限る。) FMVSS No,301 CMVSS No,301</p>
<p>別添 23 「前面衝突時の乗員保護の技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 11 年 3 月 31 日 (乗車定員 10 人以下のキャブオーバー型自動車及び車枠を有する全輪駆動自動車 (車両総重量 2.8t 以下で貨物の運送の用に供する自動車含む。)にあつては平成 11 年 6 月 30 日)以前である場合 FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 規程 4 - 27 - 1 (3)の規定による場合</p>	<p>FMVSS No,208 CMVSS No,208</p>
<p>別添 24 「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 15 年 9 月 30 日以前である場合 COCペーパー（M₁又はN₁のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAプレート（M₁又はN₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） 規程 4 - 27 - 1 (9)の規定による場合</p>	<p>ECE 規則 No,95</p>
<p>別添 25 「突入防止装置の技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 4 年 5 月 31 日 (車両総重量 7t を超えて 8t 以下の自動車にあつては平成 9 年 9 月 30 日)以前である場合 COCペーパー（N₂、N₃、O₃又はO₄のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAプレート（N₂、N₃、O₃又はO₄のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） E マーク又は e マークが表示されている場合 EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等提出された場合（少数生産車を除く。） 「突入防止装置の識別要領通達」に基づく刻印が表示されている場合</p>	<p>ECE 規則 No,58 EC 指令 70/221、81/333、97/19 又は 2000/8</p>

別添 27 「内装材料の難燃性の技術基準」	<p>製作年月日が平成 7 年 3 月 31 日以前である場合 COCペーパーが提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>EC 指令 95/28 又は COM(92)201 final-SYN 417</p> <p>FMVSS No,302</p> <p>CMVSS No,302</p>
別添 28 「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」	<p>製作年月日が昭和 50 年 3 月 31 日以前である場合 COCペーパー(M₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(M₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル(PASS 又は GVWR が 4536kg(10000lbs)以下の MPV・TRUCK・BUSのものに限る。)が貼付されている場合</p> <p>表面は硬い部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合</p>	<p>ECE 規則 No,21</p> <p>FMVSS No,201</p> <p>CMVSS No,201</p>
別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」	<p>製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 COCペーパー(M₁又はNのものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(M₁又はNのものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>ECE 規則 17</p> <p>ECE 規則 21(シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。)</p> <p>FMVSS 207</p> <p>FMVSS 201(シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。)</p> <p>CMVSS 207</p> <p>CMVSS 201(シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。)</p>
別添 31 「座席ベルト取付装置の技術基準」	<p>COCペーパー(M又はNのものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(M又はNのものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>ECE 規則 No,14</p> <p>FMVSS No,210</p> <p>CMVSS No,210</p>

別添 32「座席ベルトの技術基準」	<p>COCペーパー（M又はNのものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>WVTAプレート（M又はNのものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。）</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	ECE 規則 No,16 FMVSS No,209 CMVSS No,209
別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」	<p>COCペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>WVTAプレート（車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。）</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接触れないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合</p>	ECE 規則 No,25
別添 35「年少者用補助乗車装置の技術基準」	<p>製作年月日が平成 7 年 3 月 31 日以前である場合</p> <p>COCペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>WVTAプレート（車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。）</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	ECE 規則 No,44 FMVSS No,213 CMVSS No,213
別添 36「とびらの開放防止の技術基準」	<p>製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合</p> <p>COCペーパー（M₁、M₂又はN₁のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>WVTAプレート（M₁、M₂又はN₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。）</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>E U加盟国において生産された自動車であって、E U加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS、MPV 又は TRUCK のものに限る。）が貼付されている場合</p>	ECE 規則 No,11 FMVSS No,206 CMVSS No,206

別添 37「窓ガラスの技術基準」	<p>COCペーパーが提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p> <p>安全ガラスであることがマークにより確認できる場合</p>	ECE 規則 No,43 FMVSS No,205 CMVSS No,205
別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」	<p>製作年月日が平成 18 年 6 月 30 日以前である場合</p> <p>COCペーパー(M₁又はN₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(M₁又はN₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>Eマーク又はeマークが表示されている場合</p> <p>EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められる場合</p>	ECE 規則 No,97 EC 指令 74/61 又は 95/56
別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」	<p>製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合</p> <p>COCペーパー(M₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(M₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>eマークが表示されている場合</p> <p>EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p> <p>脱落式であることが確認できる場合</p>	EC 指令 No,71/127、79/795、85/205、86/562 又は 88/321 FMVSS No,111 CMVSS No,111
別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」	<p>製作年月日が昭和 50 年 3 月 31 日以前である場合</p> <p>COCペーパー(M₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>WVTAプレート(M₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。)</p> <p>Eマークが表示されている場合</p> <p>EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。)</p> <p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル(PASS 又は GVWR が 4536kg(10000lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。)が貼付されている場合</p> <p>表面が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、内部構造物に硬い接触感がないことを確認する。</p>	ECE 規則 No,21 FMVSS No,201 CMVSS No,201

別添 93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」	<p>製作年月日が昭和 50 年 3 月 31 日以前である場合 別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」の試験に適合している場合 COCペーパー（O₁、O₂、O₃又はO₄のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） WVTAプレート（O₁、O₂、O₃又はO₄のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p>	
別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」	<p>製作年月日が平成 22 年 8 月 31 日（規程 4 - 27 - 4 (6) の自動車にあつては平成 24 年 8 月 31 日）以前である場合 規程 4 - 27 - 1 (13) の規定による場合 規程 4 - 27 - 1 (14) の規定による場合 規程 4 - 27 - 1 (14) の規定による場合であつて、EU加盟国において生産された自動車であり、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p>	_____
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ECE規則とは、国連欧州経済委員会統一規則をいう。 2. Eマークとは、国連欧州経済委員会統一規則に基づく認可マークをいう。 3. EC指令とは、欧州経済共同体（EEC）指令又は欧州連合指令をいう。 4. eマークとは、欧州経済共同体（EEC）指令又は欧州連合指令に基づく型式認可マークをいう。 5. EU加盟国とは、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、英国、オーストリア、ルクセンブルグ、フィンランド、デンマーク、ポーランド、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス及びマルタをいう。 6. FMVSS（Federal Motor Vehicle Safety Standard）とは、米国連邦自動車安全基準をいう。 7. CMVSS（Canadian Motor Vehicle Safety Standard）とは、カナダ自動車安全基準をいう。 8. GVWRとは、車両総重量の許容限度（Gross Vehicle Weight Rating）をいう。 9. COCペーパーとは、EC指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書であつて、原本（原本提示があつた場合は写し）であるものをいう。この場合において、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取り扱う。 10. WVTAラベル又はプレートとは、EC指令に基づく総合車両型式認可（Whole Vehicle Type Approval）を受けた車両に貼付されている当該総合車両型式認可番号が表示されているラベル又はプレートをいう。 11. EU加盟国の自動車検査証等とは、EU加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証であつて、原本（原本提示があつた場合は写し）であるものをいう。この場合において、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取り扱う。 12. 少数生産車とは、生産台数が年間 500 台未満等の自動車をいう。この場合において、車両識別番号の WMI（World Manufacturer Identifier）の 3 桁目の記号が「9」である自動車は、少数生産車に該当する。 13. PASSとは、乗用自動車（Passenger Vehicle）をいう。 14. MPVとは、多目的乗用自動車（Multi Purpose Passenger Vehicle）をいう。 15. TRUCKとは、貨物自動車をいう。 16. BUSとは、定員 11 人以上の乗合自動車をいう。 17. Mとは、乗用自動車をいう。 18. M₁とは、乗車定員 9 人以下の乗用自動車をいう。 19. M₂とは、乗車定員 10 人以上で車両総重量限度が 5.0t 以下の乗用自動車をいう。 20. M₃とは、乗車定員 10 人以上で車両総重量限度が 5.0t を超える乗用自動車をいう。 21. Nとは、貨物自動車をいう。 22. N₁とは、車両総重量限度が 3.5t 以下の貨物自動車をいう。 23. N₂とは、車両総重量限度が 3.5t を超え 12.0t 以下の貨物自動車をいう。 24. N₃とは、車両総重量限度が 12.0t を超える貨物自動車をいう。 25. Oとは、トレーラ（セミトレーラを含む。）をいう。 		

26. O_1 とは、車両総重量限度が0.75t以下のトレーラをいう。
27. O_2 とは、車両総重量限度が0.75tを超え3.5t以下のトレーラをいう。
28. O_3 とは、車両総重量限度が3.5tを超え10.0t以下のトレーラをいう。
29. O_4 とは、車両総重量限度が10.0tを超えるトレーラをいう。

別表第2（別添2の別表第1「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」欄 関係）

二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表

（1）川崎重工業株式会社

車名型式	原動機型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
カワサキ ZX900A	ZX900AE	6785 (H3.2.6)	GPZ900R	<u>ZX900A-000000</u>	ZX900AE	GPZ900R	マレーシア	H10.11.27 フロント6ポット キャリパに変更
"	"	"	"	<u>JKAZX2A1*EA000000</u>	ZX900AE	NINJA	US	"
"	"	"	"	<u>JKAZX2A1*LA000000</u>	ZX900AE	GPZ900R	オーストラリア	"
"	"	"	"	<u>ZX900A-000000</u>	ZX900AE	GPZ900R	EU	"
カワサキ ZX750N	ZX750NE	8450 (H8.1.16)	ニンジャ ZX-7RR	<u>JKAZX750NNA000000</u>	ZX750NE	NINJA ZX-7RR	EU	
"	"	"	"	<u>JKAZXDN1*VA000000</u>	ZX750NE	NINJA ZX-7RR	US	
カワサキ ZRT10C	ZXT10CE	8691 (H8.11.5)	ZRX1100	<u>JKAZRT10CCA000000</u>	ZXT10CE	ZRX1100	EU	
"	"	"	"	<u>JKAZRBC1*XA000000</u>	ZXT10CE	ZRX1100	US	
"	"	"	"	<u>JKAZRBC1*XA000000</u>	ZXT10CE	ZRX1100	オーストラリア	
カワサキ ZRT10C	ZXT10CE	8691 (H8.11.5)	ZRX1100-	<u>JKAZRT10CDA000000</u>	ZXT10CE	ZRX1100	EU	
カワサキ ZX400N	ZX400KE	7260 (H5.1.14)	ZZ-R400	<u>JKAZX600EEA000000</u>	ZX600DE	ZZ-R600	EU	
"	"	"	"	<u>JKAZX4E1*XA000000</u>	ZX600DE	NINJA ZX-6	US	
"	"	"	"	<u>JKAZX4E1*XA000000</u>	ZX600DE	NINJA ZX-6	オーストラリア	
カワサキ ZX400L	ZX400GE	6767 (H2.12.4)	ZXR400	<u>JKAZX400LLA000000</u>	ZX400GE	ZXR400	EU	
"	"	"	"	<u>ZX400L-000000</u>	ZX400GE	ZXR400	シンガポール	
"	"	"	"	<u>ZX400L-000000</u>	ZX400GE	ZXR400	韓国	
カワサキ VNT50G	VNT50AE	9025 (H9.12.5)	バルカン 1500 クラシック ツアラー	<u>JKAVNT50GGA000000</u>	VNT50AE	VN1500 CLASSIC TOURER	EU	
"	"	"	"	<u>JKBVNAG1*XA000000</u>	VNT50AE	VULCAN NOMAD	US	

"	"	"	"	<u>JKBVNAG1*XA000000</u>	VNT50AE	VULCAN NOMAD	オーストラリア	
"	"	"	"	<u>VNT50G-000000</u>	VNT50AE	VULCAN NOMAD	マレーシア	
カワサキ VN800A	VN800AE	8402 (H7.10.9)	ハルカン 800	<u>JKBVN800AA000000</u>	VN800AE	VN800	EU	
"	"	"	"	<u>JKBVNCA1*XA000000</u>	VN800AE	VULCAN 800	US	
"	"	"	"	<u>VN800A-000000</u>	VN800AE	VN800	韓国	
カワサキ BC- VNT50P	VNT50AE	11013 (H13.5.31)	ハルカン 1500 ミンストリーク	<u>JKBVNAP1*2A000000</u>	VNT50AE	VULCAN 1500 MEAN STREAK	US	
カワサキ BC- VNT50G	VNT50AE	10474 (H12.1.14)	ハルカン 1500 クラシックツアラー Fi	<u>JKBVNAL1*YA000000</u>	VNT50AE	VULCAN 1500 NOMAD Fi	US	
カワサキ BC- VNT50J	VNT50AE	10475 (H12.1.14)	ハルカン 1500 クラシック Fi	<u>JKBVNAN1*YA000000</u>	VNT50AE	VULCAN 1500 CLASSIC Fi	US	
カワサキ BC- ZRT20A	ZRT20AE	10902 (H13.2.21)	ZRX1200R	<u>JKAZR9A1*1A000000</u>	ZRT20AE	ZRX1200R	US	
"	"	"	ZRX1200S	<u>JKAZR9B1*1A000000</u>	ZRT20AE	ZRX1200S	US	
"	"	"	ZRX1200R ZRX1200S	<u>ZRT20A-000000</u>	ZRT20AE	ZRX1200R ZRX1200S	マレーシア	
カワサキ ZR750F	ZR750CE	9412 (H10.11.27)	ZR-7	<u>JKAZRDF1*XA000000</u>	KZ750EE	ZR-7	US	
カワサキ BC- ZR750F	ZR750CE	10881 (H12.12.27)	ZR-7	<u>JKAZRDF1*YA000000</u>	KZ750EE	ZR-7	US	
"	"	"	ZR-7S	<u>JKAZRDH1*1A000000</u>	KZ750EE	ZR-7S	US	
カワサキ EJ650A	EJ650AE	9305 (H10.11.27)	W650	<u>JKAEJEA1*YA000000</u>	EJ650AE	W650	US	
カワサキ BC- EJ650A	EJ650AE	10903 (H13.2.21)	"	<u>JKAEJEA1*1A000000</u>	EJ650AE	W650	US	

(2) スズキ株式会社

車名・ 型式	原動機 型式	指定番号 (指定年月 日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	原動機 型式	通称名	主な 輸出先	備考
スズキ・ VT51A	T501	8723 (H8.12.17)	TL1000S	<u>JS1AG111100100001</u>	T501 T503	TL1000S	欧州・豪州	

"	"	"	"	<u>JS1VT51A*Y2100001</u>	T501	"	US・カタ	
ｽﾞｷ・VT52A	"	9030 (H10.1.13)	TL1000R	<u>JS1AM111100100001</u>	T504 T505	TL1000R	欧州・豪州	
"	"	"	"	<u>JS1VT52A*Y2100001</u>	T504	"	US・カタ	
ｽﾞｷ・GR7DA	R726	8422 (H7.11.21)	GSX-R750	<u>JS1GR7DA000500001</u>	R731 R732 R733	GSX-R750	欧州・豪州	
"	"	"	"	<u>JS1GR7DA*X2100001</u>	R731	"	US・カタ	
ｽﾞｷ・VP52A	P503	10017 (H11.3.26)	SV650 SV650S	<u>JS1AV111100100001</u>	P503 P505	SV650 SV650S	欧州・豪州	
"	"	"	"	<u>JS1VP52A*Y2100001</u>	P503	"	US・カタ	

(3) 本田技研工業株式会社

車名・型式	原動機型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	原動機型式	通称名	主な輸出先	備考
ホンダ・BC-PC35	PC35E	10058 (H11.4.5)	CBR600F	<u>JH2PC350*YM000001</u>	PC35E	CBR600F	US・カタ	
ホンダ・RC42	RC17E	7065 (H4.1.17)	CB750	<u>JH2RC380*XM000001</u>	RC38E	CB750	US・カタ	管理上の都合で型式は異なる
ホンダ・RC44	RC44E	8757 (H9.2.12)	ｼﾞｯﾄﾞ ﾀﾞ(750)	<u>JH2RC440*YM000001</u>	RC44E	VT750C	US・カタ	
ホンダ・BC-RC46	RC46E	9041 (H10.3.20)	VFR	<u>JH2RC460*YM000001</u>	RC46E	VFR800F I	US・カタ	
ホンダ・RD07	RD04E	7266 (H5.2.16)	ﾌﾞﾘｯｸ ﾀﾞ	<u>JH2RD07A*YM000001</u>	RD04E	XR750	EU	
ホンダ・SC36	SC36E	8792 (H9.3.21)	ﾌﾞﾗｲﾄﾞ ﾀﾞ	<u>JH2SC360*YM000001</u>	SC36E	VTR1000F	US・カタ	
ホンダ オフ アメリカ・BC-SC22	SC22E	9137 (H10.7.28)	ｺﾞｰﾙﾄﾞ ﾀﾞ SE	<u>1HFSC220*YM000001</u>	SC22E	GL150SE	US・カタ	
ホンダ オフ アメリカ・BC-SC34	SC34E	9172 (H10.9.4)	ｸﾞﾘﾝ ﾀﾞ	<u>1HFSC340*YM000001</u>	SC34E	GL1500C	US・カタ	
ホンダ オフ アメリカ・BC-SC34	"	"	ｸﾞﾘﾝ ﾀﾞ ﾀﾞ	<u>1HFSC343*YM000001</u>	SC34E	GL1500CT	US・カタ	
ホンダ オフ アメリカ・SC39	SC39E	9026 (H9.12.22)	ｼﾞｯﾄﾞ ﾀﾞ	<u>1HFSC390*YM000001</u>	SC39E	VT1100C3	US・カタ	
ホンダ・BC-SC42	SC42E	10398 (H11.10.1)	X-11	<u>JH2SC42A*YM000001</u>	SC42E	X 11	EU	
ホンダ・BC-PC34	PC25E	10489 (H12.2.18)	HORNET600 HORNET-S	<u>JH2PC34A*YM000001</u>	PC25E	CB600F CB600F	EU	
ホンダ・BC-RC48	RC44E	10744 (H12.8.30)	ｼﾞｯﾄﾞ ﾀﾞ ｽﾗｯｼﾞ	<u>JH2RC440*3M000001</u>	RC44E	VT750DC	US・カタ	管理上の都合で型式は異なる

ホンダ・ BC-RC44	RC44E	10860 (H12.11.20)	シャドウ	<u>JH2RC440*3M000001</u>	RC44E	VT750C3	US・カタ	
ホンダ・ BC-PC35	PC35E	10058 (H13.2.16)	CBR600F4i	<u>JH2PC350*2M000001</u>	PC35E	CBR600F CBR600F4	US・カタ	
ホンダ・ BC-PF01	PF01E	10912 (H13.3.16)	シルバーウ イング	<u>JH2PF010*3K000001</u>	PF01E	FJS600	US・カタ	
ホンダ・ BC-SC35	SC42E	10911 (H13.3.16)	CBR1100XX	<u>JH2SC350*3M000001</u>	SC35E	CBR1100XX	US・カタ	
ホンダ オフ アメリカ・ BC-SC47	SC47E	11049 (H13.6.29)	ゴールドウイング	<u>1HFSC470*3M000001</u>	SC47E	GL1800	US・カタ	
ホンダ・ BC-SC48	SC48E	11112 (H13.8.23)	CB900 ホーネット	<u>JH2SC480*2M000001</u>	SC48E	CB900F	US・カタ	
ホンダ オフ アメリカ・ BC-SC46	SC46E	11136 (H13.9.5)	VTX	<u>1HFSC460*3M000001</u>	SC46E	VTX1800	US・カタ	
ホンダ・ BC-RC46	RC46E	9041 (H13.12.12)	VFR	<u>JH2RC460*2M000001</u>	RC46E	VFR800FI	US・カタ	
ホンダ・ BC-SC50	SC50E	11334 (H14.2.8)	CBR954RR	<u>JH2SC500*3M000001</u>	SC50E	CBR954RR	US・カタ	
ホンダ・ BC-PC37	PC37E	11861 (H15.6.17)	CBR600RR	<u>JH2PC370*3M000001</u>	PC37E	CBR600RR	US・カタ	
ホンダ・ BC-RC50	RC50E	12029 (H15.11.28)	シャドウ	<u>JH2RC500*4M000001</u>	RC50E	シャドウエアロ	US・カタ	
ホンダ・ BC-SC57	SC57E	11861 (H16.3.29)	CBR1000RR	<u>JH2SC570*4M000001</u>	SC57E	CBR1000RR	US・カタ	

(4) ヤマハ発動機株式会社

車名 型式	原動機 型式	指定番号 (指定年月 日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、下線部 は変化有り)	原動機 型式	通称名	主な輸出先	備考
ヤマハ 4TR (010)	26M	8429 (H7.12.5)	XVS400 ドラッグスター	<u>JYA4VR000000000000</u>	4VR	XVS650	EU	A
〃	〃	〃	〃	<u>JYA4XR000000000000</u>	4XR	〃	〃	A
ヤマハ 4TR (020)	〃	〃	XVS400C ドラッグスター	<u>JYAVM01E*XA000000</u>	M601E	XVS650A	USA CAN	A
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVM021000000000</u>	M602E	〃	EU	A
ヤマハ 3UF	3UF	6256 (H1.7.11)	VMAX1200	<u>JYA2WEE0*XA000000</u>	2WE	VMX12	USA	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYA2WFC0*XA000000</u>	2WF	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYA2LTN0*XA000000</u>	2LT	〃	CAN	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP031000000000</u>	P602E	〃	EU	B

"	"	"	"	<u>JYAVP15100A000000</u>	2WF	"	USA	B
ヤマハ RP01J	P501E	9029 (H10. 1. 7)	XJR1300	<u>JYARP021000000000</u>	P502E	XJR1300	EU	B
"	"	"	"	<u>JYARP024*XA000000</u>	"	"	AUS	B
ヤマハ RN03J	N401E	9076 (H10. 5. 8)	TDM850	<u>JYA4TXT0*XA000000</u>	4TX	TDM850	"	B
"	"	"	"	<u>JYA4TX000000000000</u>	"	"	EU	B
ヤマハ VP10J	4PP	9356 (H11. 1. 13)	XVS1100 ドラッグスター	<u>JYAVP051000000000</u>	P604E	XVS1100	EU	B
"	"	"	"	<u>JYAVP054*XA000000</u>	"	"	AUS	B
"	"	"	"	<u>JYAVP11E*XA000000</u>	P608E	"	USA CAN	B
ヤマハ VP12J	P609E	9443 (H11. 2. 19)	XV1600A ロードスター	<u>JYAVP02N*XA000000</u>	P601E	XV1600	"	B
"	"	"	"	<u>JYAVP07N*XA000000</u>	"	"	"	B
"	"	"	"	<u>JYAVP081000000000</u>	P606E	"	EU	B
ヤマハ BC-SJ04 J	J404E	12539 (H16.6.30)	XP500 TMAX	<u>JYASJ031000000000</u>	J403E	XP500	EU	B
"	"	"	"	<u>JYASJ032*5A000000</u>	"	"	AUS	B

注：備考欄の記号の説明
A：排気量差以外同一型式

B：管理上の都合で型式は異なる

第1号様式（別添2の2 - 1関係）

（その1）

新規検査		受付番号		
予備検査		受付印		
<p>並 行 輸 入 自 動 車 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称 住 所</p> <p style="text-align: center;">連絡先（責任者） 電 話 番 号</p> <p style="text-align: center;">輸入者の氏名又は名称 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p>				
		書面審査終了時の連絡 要 不要		
車 名 及 び 型 式				
車台番号又はシリアル番号等				
種 別	普通・小型・大型特殊	車体の形状		
用 途	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械			
指定自動車等との 関連	関連の有無等	無・有（型式指定自動車・新型届出自動車・輸入車特別取扱自動車）		
	指定自動車等 の型式	指定自動車等と同一	指定自動車等と類似	その他
		型 式	通称名	
		届出番号	国自審第 号	年 月 日
指定自動車等との相違点（指定自動車等と類似の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。）				

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(その2)

長さ	cm	車両重量	kg	原動機の型式	
幅	cm	乗車定員	kg	原動機の総排気量	リットル
高さ	cm	最大積載量	kg	燃料の種類	
軸距	cm	車両総重量	kg	タイヤサイズ	F R
変速機	自動・手動(足動) その他()	減速比		最高出力 kW(PS)/min ⁻¹ (rpm)	/
車台番号(シリアル番号)等様式の解説			原動機打刻等様式の解説		
打刻位置			打刻位置		
拓本貼付(貼付できない場合はその理由)			拓本貼付(貼付できない場合はその理由)		
保安基準に適合させるための改善事項					

排出ガス発散防止装置

一酸化炭素等 発散防止装置	種類	三元触媒	酸化触媒	EGR	エアポンプ	リードバルブ	O ₂ センサー
	個数						
	製作者名						
	その他						

(日本工業規格 A列4番)

第2号様式（別添2の3 - 4 - 1関係）

新規検査等に伴う並行輸入自動車届出書等の取下げ願出書

自動車検査独立行政法人

殿

平成 年 月 日

届出者

印

平成 年 月 日に提出した下記自動車の届出書及び添付資料を取下げ致します。

記

(1) 車名

(2) 型式

(3) 車台番号
〔 シリアル番号 〕

(4) 主な事由
車両故障のため
顧客との売買契約破棄のため
その他（ ）

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第3号様式（別添2の5 - 2 - 5 関係）

総排気量計算書

算出規定： 円周率（ ）： 3 . 1 4

内径及び行程については、1 / 1 0 ミリメートル未満を切り捨てた値

インチ mmの換算については、インチ× 2 5 . 4 で の規定に基づき換算した値

総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てた値

内径	D	mm
行程	L	mm
気筒数	N	
円周率		3 . 1 4

算出式

$$\begin{aligned}
 \text{総排気量 } V &= \frac{D^2 \times L \times N \times}{4} \times 10^{-6} \\
 &= \frac{\left(\quad \right)^2 \times \left(\quad \right) \times \left(\quad \right) \times 3.14}{4} \times 10^{-6} \\
 &= \left(\quad \right) \text{リットル}
 \end{aligned}$$

総排気量 リットル

第4号様式（別添2の5 - 3 - 4 - 1 関係）

車両諸元概要表（乗用）

輪 距	cm	前 輪				cm
		後 輪				cm
車両重量	kg	前軸重				kg
		後軸重				kg
		計				kg
車両総重量	kg	前軸重				kg
		後軸重				kg
		計				kg
車 輪 配 列	前輪駆動 後輪駆動 総輪駆動 その他()					

原動機

気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒
内径×行程	mm×mm		mm ×	mm
最大トルク	N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)		N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)	
無負荷回転速度	min ⁻¹ (rpm)		min ⁻¹ (rpm)	
過給機：形式	ターボ式	ルーツ式	その他()	

燃料装置

燃料タンク	容 量	リットル		
	材 質	鋼	アルミ	その他()

電気装置

点火装置	形 式	フルポイント	イグニッション	その他()
	断続器形式	無接点式		接点式

動力伝達装置

変速機：操作方式	70アシフト	コラムシフト	その他()
副変速機：操作方式	70アシフト	コラムシフト	その他()

走行装置

タイヤのリム 材質及び呼び	前 輪	鋼	アルミ	その他()	JJ
	後 輪	鋼	アルミ	その他()	JJ

かじ取り装置

ハンドル：位置	右側	左側	中央
---------	----	----	----

施錠装置

施錠装置	ステアリングロック	ミッションロック	その他()
イモビライザ装置：有・無	有		無

盗難防止装置

盗難発生警報装置：有・無	有	無
--------------	---	---

制動装置：主ブレーキ

形式	前 ディスク	ドラム	後 ディスク	ドラム	
作動系統及び制動車輪	系統		全制動	前制動・後制動	クロス制動
マスタシリンダ：形式	シングル	タデム	デュアル		
制動倍力装置：形式	真空式	液圧式	空気式		
制動力制御装置：形式	ABS	プロポーションング	その他()		
制動警報装置：形式	液面レベル	差圧	その他()		
制動停止距離	m(初速km/h)		m(初速km/h)		

制動装置：駐車ブレーキ

形式	ディスク	ドラム
----	------	-----

制動車輪	前輪	後輪
------	----	----

緩衝装置

前輪	緩衝方式	車軸	ウイッシュボーン	ストラット	その他()
	ばね形式	コイル	板バネ	トーションバー	その他()
後輪	緩衝方式	車軸	ウイッシュボーン	ストラット	その他()
	ばね形式	コイル	板バネ	トーションバー	その他()
ショック・アブソーバ形式	前輪	筒型	リバ型		その他()
	後輪	筒型	リバ型		その他()

車わく

形式	梯子型	背骨型	モノコック	その他()
----	-----	-----	-------	--------

乗車装置

座席	形式	前	中	後
	個数	前	個中	個後 個
座席ベルト	形式	前	中	後
	個数	前	個中	個後 個
頭部後傾抑止装置	形式	一体式	差し込み式	その他()
	個数	前	個中	個後 個

ガラス

前面ガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他()
前面ガラス以外のガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他()

騒音防止装置

消音器：個数	主	個	副	個
--------	---	---	---	---

排出ガス発散防止装置

ブローバイ・ガス還元装置形式	ケースト式	シールド式	その他()
燃料蒸発ガス抑止装置形式	キャニスター	クランクケース・ストレージ	その他()

灯火装置等

前照灯：個数及び性能	個	色		W	
車幅灯：個数及び性能	個	色	c m ²	W	
番号灯：個数及び性能	個	色		W	
尾灯：個数及び性能	個	色	c m ²	W	
制動灯：個数及び性能	個	色	c m ²	W	
補助制動灯：個数及び性能	個	色		W	
後退灯：個数及び性能	個	色	c m ²	W	
方向指示器 ：個数及び性能	前面	個	色	c m ²	W
	後面	個	色	c m ²	W
	側面	個	色	c m ²	W
非常点滅表示灯 ：個数及び性能	前面	個	色	c m ²	W
	後面	個	色	c m ²	W
	側面	個	色	c m ²	W
後部反射器：個数及び性能	個	色	c m ²		

計器

速度計：性能	0 ~	km/h
--------	-----	------

その他

年少者用補助乗車装置：有・無	有	無

第5号様式（別添2の5 - 3 - 4 - 1 関係）

車両諸元概要表（乗合・貨物・特種）

輪 距	cm	前 輪				cm
		後 輪				cm
室内又は 荷台の内 側の寸法	cm	長 さ				cm
		幅				cm
		高 さ				cm
荷台オフセット		cm				cm
車両重量	kg	前前軸重				kg
		前後軸重				kg
		後前軸重				kg
		後後軸重				kg
		計				kg
最大積載量		kg				kg
車両総重量	kg	前前軸重				kg
		前後軸重				kg
		後前軸重				kg
		後後軸重				kg
		計				kg
最大安定傾斜角度	左				度	
	右				度	
車 輪 配 列		前輪駆動	後輪駆動	総輪駆動	その他()	
タイヤ限度	kg	前前軸重				kg
		前後軸重				kg
		後前軸重				kg
		後後軸重				kg
フレーム限度	kg	前前軸重				kg
		前後軸重				kg
		後前軸重				kg
		後後軸重				kg
		計				kg

原動機

気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒
内径×行程	mm×mm		mm ×	mm
最大トルク	N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)		N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)	
無負荷回転速度	min ⁻¹ (rpm)		min ⁻¹ (rpm)	
過給機：形式	ターボ式	ルーツ式	その他()	

燃料装置

燃料タンク	容 量	リットル		リットル
	材 質	鋼	アルミ	その他()

電気装置

点火装置	形式	フルラングスタ	イグニッション	その他()
	断続器形式	無接点式		接点式

動力伝達装置

変速機：操作方式	70アシフト	コラムシフト	その他()
副変速機：操作方式	70アシフト	コラムシフト	その他()

走行装置

タイヤのリム 材質及び呼び	前輪	鋼	アルミ	その他()	JJ
	後輪	鋼	アルミ	その他()	JJ

かじ取り装置

ハンドル：位置	右側	左側	中央
---------	----	----	----

施錠装置

施錠装置	ステアリングロック	ミッションロック	その他()
イモビライザ装置：有・無	有		無

盗難防止装置

盗難発生警報装置：有・無	有	無
--------------	---	---

制動装置：主ブレーキ

形式	前ディスク	ドラム	後ディスク	ドラム
作動系統及び制動車輪	系統 全制動		前制動・後制動	クロス制動
マスタシリンダ：形式	シングル	タンデム	デュアル	
制動倍力装置：形式	真空式	液圧式	空気式	
制動力制御装置：形式	ABS	プロポーションング	その他()	
制動警報装置：形式	液面レベル	差圧	その他()	
制動停止距離	m(初速km/h)		m(初速km/h)	

制動装置：駐車ブレーキ

形式	ディスク	ドラム
制動車輪	前輪	後輪

緩衝装置

前輪	緩衝方式	車軸 ウィッシュボーン ストラット	その他()
	ばね形式	コイル 板バネ トーションバー	その他()
後輪	緩衝方式	車軸 ウィッシュボーン ストラット	その他()
	ばね形式	コイル 板バネ トーションバー	その他()
ショック・アブソーバ 形式	前輪	筒型 レバ型	その他()
	後輪	筒型 レバ型	その他()

車わく

形式	梯子型	背骨型	モノコック	その他()
----	-----	-----	-------	--------

乗車装置

座席	形式	前	中	後
	個数	前	個中	個後
座席ベルト	形式	前	中	後
	個数	前	個中	個後
頭部後傾抑止装置	形式	一体式	差し込み式	その他()
	個数	前	個中	個後

ガラス

前面ガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他()
前面ガラス以外のガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他()

騒音防止装置

消音器：個数	主	個	副	個
--------	---	---	---	---

排出ガス発散防止装置

ブローバイ・ガス還元装置形式	加スト式	シールド式	その他()
燃料蒸発ガス抑止装置形式	キャスター	クランクケース・ストレージ	その他()

灯火装置等

前照灯：個数及び性能	個	色	W
車幅灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
側方灯：個数及び性能	前部	個	色 c m ² W
	中央部	個	色 c m ² W
	後部	個	色 c m ² W
側方反射器 ：個数及び性能	前部	個	色 c m ²
	中央部	個	色 c m ²
	後部	個	色 c m ²
番号灯：個数及び性能	個	色	W
尾灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
制動灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
補助制動灯：個数及び性能	個	色	W
後退灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
方向指示器 ：個数及び性能	前面	個	色 c m ² W
	後面	個	色 c m ² W
	側面	個	色 c m ² W
非常点滅表示灯 ：個数及び性能	前面	個	色 c m ² W
	後面	個	色 c m ² W
	側面	個	色 c m ² W
後部反射器：個数及び性能	個	色	c m ²
大型後部反射器：個数及び性能	個	反射部の色・合計面積	色 c m ²
		蛍光部の色・合計面積	色 c m ²

計器

速度計：性能	0 ~	km / h
運行記録計：性能	0 ~	km / h

その他

内圧容器：容量	リットル	リットル
年少者用補助乗車装置：有・無	有	無

第6号様式（別添2の5 - 3 - 4 - 1 関係）

車両諸元概要表（二輪車・側車付二輪車）

車両重量	kg	前軸重		kg
		後軸重		kg
		計		kg
車両総重量	kg	前軸重		kg
		後軸重		kg
		計		kg
最大安定傾斜角度 (側車付二輪車)		右		度
		左		度

原動機

気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒	
内径×行程	mm	×	mm	×	mm
無負荷回転速度	min ⁻¹ (rpm)			min ⁻¹ (rpm)	
過給機：形式	ターボ式		その他()		

燃料装置

燃料タンク：容量	リットル		リットル
----------	------	--	------

動力伝達装置

駆動方式	チェーン式	ベルト式	シャフト式	その他()
変速機：操作方式	足動式		その他()	

走行装置

タイヤのリム 材質及び呼び	前輪	鋼	アルミ	その他()	JJ
	後輪	鋼	アルミ	その他()	JJ

施錠装置

形式	ハンドルロック	その他()
----	---------	--------

制動装置：主ブレーキ

形式	前 ディスク ドラム	後 ディスク ドラム
作動系統及び制動車輪	系統	全制動 前制動・後制動
マスタシリンダ：形式	シングル	その他()
制動力制御装置：形式	ABS デュアル	その他()
制動停止距離	m(初速km/h)	m(初速km/h)

制動装置：駐車ブレーキ（側車付二輪車）

形式	ディスク	ドラム
制動車輪		

緩衝装置

前輪：緩衝方式	テレスコピック	ボトムリンク	その他()
後輪：緩衝方式	スイングアーム	その他()	

乗車装置

座席：形式	またがり式	その他()
-------	-------	--------

騒音防止装置

消音器：個数	主	個	副	個
--------	---	---	---	---

排出ガス発散防止装置

ブローパイ・ガス還元装置の形式	ケースト式	シールド式	その他()
-----------------	-------	-------	--------

灯火装置等

前照灯：個数及び性能	個	色	W
番号灯：個数及び性能	個	色	W

尾灯：個数及び性能	個	色	c m ²	W	
制動灯：個数及び性能	個	色	c m ²	W	
方向指示器	前 面	個	色	c m ²	W
：個数及び性能	後 面	個	色	c m ²	W
後部反射器：個数及び性能	個	色	c m ²		

計器

速度計：性能	0 ~	km / h
--------	-----	--------

その他

第7号様式（別添2の5 - 3 - 4 - 1 関係）

車両諸元概要表（大型特殊）

特殊用途の目的		
特殊用途の特殊構造		
輪 距	前 輪	cm
	後 輪	cm
室内又は 荷台の内 側の寸法	長 さ	cm
	幅	cm
	高 さ	cm
荷台オフセット		cm
車両重量	前前軸重	kg
	前後軸重	kg
	後前軸重	kg
	後後軸重	kg
	計	kg
最大積載量		kg
車両総重量	前前軸重	kg
	前後軸重	kg
	後前軸重	kg
	後後軸重	kg
	計	kg
最大安定傾斜角度	左	度
	右	度
最 高 速 度		km/h
車 輪 配 列		
タイヤ限度	前前軸重	kg
	前後軸重	kg
	後前軸重	kg
	後後軸重	kg
フレーム限度	前前軸重	kg
	前後軸重	kg
	後前軸重	kg
	後後軸重	kg
	計	kg

原動機

気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒
内径×行程	mm×mm		mm×	mm
無負荷回転速度	min ⁻¹ (rpm)			min ⁻¹ (rpm)
過給機：形式	ターボ式		その他()	

燃料装置

燃料タンク：容量	リットル	リットル
----------	------	------

動力伝達装置

変速機：操作方式	707シフト	その他()
副変速機：操作方式	707シフト	その他()

走行装置

タイヤのリム 材質及び呼び	前 輪	鋼	その他()	JJ
	後 輪	鋼	その他()	JJ

かじ取り装置

ハンドル：位置	右側	左側	中央
---------	----	----	----

施錠装置

形式	ステアリングロック	その他()
----	-----------	--------

制動装置：主ブレーキ

形式	前 ディスク ドラム	後 ディスク ドラム
作動系統及び制動車輪	系統 全制動	前制動・後制動 クロス制動
マスタシリンダ：形式	シングル	タナDEM デュアル
制動倍力装置：形式	真空式	液圧式 空気式
制動力制御装置：形式	ABS ブレーキ-ジョイント	その他()
制動停止距離	m(初速km/h)	m(初速km/h)

制動装置：駐車ブレーキ

形式	ディスク	ドラム
制動車輪	前輪	後輪

緩衝装置

前輪	緩衝方式	車軸	その他()
	ばね形式	板バネ トーションバネ	その他()
後輪	緩衝方式	車軸	その他()
	ばね形式	板バネ トーションバネ	その他()
ショック・アブソーバ形式	前輪	筒型 レバ型	その他()
	後輪	筒型 レバ型	その他()

車わく

形式	梯子型 背骨型	その他()
----	---------	--------

乗車装置

座席	形式	セレート ベンチ	その他()
	個数		個

ガラス

前面ガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他()
前面ガラス以外のガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他()

騒音防止装置

消音器：個数	主	個	副	個
--------	---	---	---	---

灯火装置等

前照灯：個数及び性能	個	色	W
車幅灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
番号灯：個数及び性能	個	色	W
尾灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
制動灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
後退灯：個数及び性能	個	色	c m ² W
方向指示器：個数及び性能	前面	個	色 c m ² W
	後面	個	色 c m ² W
	側面	個	色 c m ² W
後部反射器：個数及び性能	個	色	c m ²

計器

速度計：性能	0 ~	km / h
--------	-----	--------

その他

第8号様式（別添2の5 - 3 - 4 - 1 関係）

車両諸元概要表（被牽引自動車(トレーラ)）

輪 距	cm	前 輪		cm
		後 輪		cm
室内又は 荷台の内 側の寸法	cm	長 さ		cm
		幅		cm
		高 さ		cm
荷台オフセット		cm		cm
車両重量	kg	前前軸重		kg
		前後軸重		kg
		後前軸重		kg
		後後軸重		kg
		計		kg
最大積載量		kg		kg
車両総重量	kg	前前軸重		kg
		前後軸重		kg
		後前軸重		kg
		後後軸重		kg
		計		kg
最大安定傾斜角度	左			度
	右			度
車 輪 配 列				
タイヤ限度	kg	前前軸重		kg
		前後軸重		kg
		後前軸重		kg
		後後軸重		kg
フレーム限度	kg	前前軸重		kg
		前後軸重		kg
		後前軸重		kg
		後後軸重		kg
		計		kg

走行装置

タイヤのリム 材質及び呼び	前輪	鋼	アルミ	その他()	JJ
	後輪	鋼	アルミ	その他()	JJ

制動装置：主ブレーキ

形式		ディスク	ドラム	
作動系統及び制動車輪	系統	全制動	その他()	
制動力制御装置：形式	ABS	プロポーションング	その他()	
制動停止距離	m(初速km/h)			m(初速km/h)
主制動力	kg(操作力kg)			kg(操作力 kg)
効きおくれ時間	(秒)			(秒)

制動装置：駐車ブレーキ

形式		ディスク	ドラム	その他()
制動車輪		全制動	後前輪制動	
駐車制動力	kg(操作力kg)			kg(操作力 kg)

制動装置：非常ブレーキ

形式		スプリング式	イマージンシブル式	その他()
----	--	--------	-----------	--------

制動装置：分離ブレーキ

形式	スプリング式 マージェンバルブ式 その他()
----	-------------------------

緩衝装置

後前輪	緩衝方式	車軸	その他()
	ばね形式	コイル 板バネ	その他()
後後輪	緩衝方式	車軸	その他()
	ばね形式	コイル 板バネ	その他()
ショック・アブソーバ形式	後前輪	筒型 1バ-型	その他()
	後後輪	筒型 1バ-型	その他()

車わく

形式	梯子型 背骨型 モノック その他()
----	---------------------

連結装置

連結器形式	第5輪 ヒッチボール	その他()
電気配線連結器形式	7極端子	その他()
前まわり半径	m	m
後まわり半径	m	m

灯火装置等

車幅灯：個数及び性能		個	色	c m ²	W
側方灯：個数及び性能	前部	個	色	c m ²	W
	中央部	個	色	c m ²	W
	後部	個	色	c m ²	W
側方反射器：個数及び性能	前部	個	色	c m ²	
	中央部	個	色	c m ²	
	後部	個	色	c m ²	
番号灯：個数及び性能		個	色		W
尾灯：個数及び性能		個	色	c m ²	W
制動灯：個数及び性能		個	色	c m ²	W
後退灯：個数及び性能		個	色	c m ²	W
方向指示器：個数及び性能	前面	個	色	c m ²	W
	後面	個	色	c m ²	W
	側面	個	色	c m ²	W
非常点滅表示灯：個数及び性能	前面	個	色	c m ²	W
	後面	個	色	c m ²	W
	側面	個	色	c m ²	W
前部反射器：個数及び性能		個	色	c m ²	
後部反射器：個数及び性能		個	色	c m ²	
大型後部反射器：個数及び性能	個	反射部の色・合計面積	色	c m ²	
		蛍光部の色・合計面積	色	c m ²	

その他

内圧容器：容量	リットル		リットル
分離時の安全装置：有・無		有	無

第9号様式（別添2の5 - 3 - 10 - 3 - 2(1) 関係）

技術基準適合証明書照会台帳（検査部・事務所用）

検査部・事務所 照会番号	届出書の受付番号 及び受付日	車名 (通称名)	届出者	照会書		判定者	判定結果
				送信日	判定日		
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断
____照第 号	受付第 年 月 日	()		年 月 日	年 月 日	検査部 本部 本省	適 否 未判断

照会番号中__部分には検査部又は事務所名を記載する。(例)東北検査部 東北照第 号
和泉事務所 和泉照第 号

第 11 号様式 (別添 2 の 5 - 3 - 10 - 3 - 2 (1) 関係)

(検査部 ・ 事務所用)

本部業務部業務課 殿

照第 号
年 月 日
検査部 事務所

技術基準適合証明書の真正性の判定について

審査事務規程別添 2 『並行輸入自動車審査要領 第 5 - 3 - 10 - 3 - 1 (3)』に基づき、下記届出者より提出のあった別紙技術基準適合証明書の真正性の判定について照会いたします。

記

届出者名 _____

車名 (通称名) _____ (_____)

真正性の判定結果通知欄		
判定日及び判定結果	平成 年 月 日	適 ・ 否 ・ 未判断
判定者	検査部 . 本部業務部業務課	国土交通省自動車交通局 技術安全部技術企画課
真正性の否の理由		
備考		

通 信 欄				
_____ 事務所		_____ 検査部		自動車検査独立行政人 本部業務部業務課
送信日 平成 年 月 日 送信者 _____	⇒	受信日 平成 年 月 日 受信者 _____	送信日 平成 年 月 日 送信者 _____	⇒
受信日 平成 年 月 日 受信者 _____	⇐	返信日 平成 年 月 日 返信者 _____	受信日 平成 年 月 日 受信者 _____	⇐
				受信日 平成 年 月 日 受信者 _____
				返信日 平成 年 月 日 返信者 _____

この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。

なお、本部業務課又は検査部において真正性の判定を行った場合には、真正性の判定結果通知欄及び通信欄を記入後、担当部署へ返信してください。

第 12 号様式 (別添 2 の 5 - 3 - 10 - 3 - 2 (1) 関係)

(本部用)

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課 殿


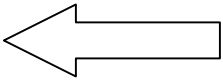
本部照第 号
年 月 日
自動車検査独立行政法人
本部業務部業務課

技術基準適合証明書の真正性の判定について

審査事務規程別添 2 『並行輸入自動車審査要領 第 5 - 3 - 10 - 3 - 1 (3)』に基づき、下記検査部より照会のあった別紙技術基準適合証明書の真正性の判定について照会いたします。

記

照会番号 _____ 照第 _____ 号
依頼検査部 _____ 検査部
車名 (通称名) _____ (_____)

通 信 欄		
自動車検査独立行政人 本部業務部業務課		国土交通省自動車交通局 技術安全部技術企画課
送信日 平成 年 月 日 送信者 _____		受信日 平成 年 月 日 受信者 _____
受信日 平成 年 月 日 受信者 _____		返信日 平成 年 月 日 返信者 _____

この照会書を受信した際は通信欄の受信日及び受信者を記入して下さい。

なお、判定結果についての通知は、通信欄の返信日及び返信者を記入し、別紙第 11 号様式の「真正性の判定結果通知欄」を記入後、検査法人本部業務部業務課へ返信してください。

第 13 号様式 乗用自動車（別添 2 の 6 - 1 (1) 関係）

受付番号	新規検査 予備検査	起案 決裁	平成 平成	年 年	月 月	日 日	書面審査担当者
並行輸入自動車の審査について							
所長（課長）		次長	上席検査官	主席検査官	検査官		
伺							
標記について、審査事務規程並びに並行輸入自動車審査要領に基づき、下記の者から提出された並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容を書面審査したところ「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合していると認められるので審査を実施したいがよろしいでしょうか。							
記							
届出者							

書面審査事項

車名	型式	車台番号又はシリアル番号 ()	原動機型式及び総排気量
区分	指定自動車等と同一	指定自動車等と類似	その他
車体の形状	箱型	幌型	ステーションワゴン
燃料の種類	ガソリン		
排出ガス規制	未規制	年規制	
Nox・PM	規制対象外	適合	不適合 / Nox 値 g/km ・ PM 値 g/km
製作年月日	昭和・平成	年 月 日	通関証明書 ・ 車検証等 ・ シリアル
技術基準への適合性	適用対象外車 ・ 技術基準適合証明書 ・ 試験成績書 ・ 指定自動車等と同一構造 ・ EU 検査証 ・ COC ペーパー (M ₁ , M ₂ , N ₁) ・ 現車審査事項による		

現車審査事項

軸距 cm	減速比	等価慣性重量 ~ kg (ランク)	変速機 自動 ・ 手動
排出ガス減少装置			総排気量の鋳出し番号等
触媒 x	O ₂ センサー x	EGR x	エアポンプ x
			リードバルブ x
技術基準への適合性			
FMVSS(CMVSS)ラベル(PASS、MPV、TRUCK、BUS / GVWR kg以下) ・ WTA プレート ・ 別紙第 18 号様式 ・ 非破壊基準(前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)			
制動装置			
ABS (有無) ・ ディスク (前後) ・ ドラム (前後) ・ 倍力装置 (真空、液圧、空気) ・ マスタ、シリンダ (シングル、タンデム、デュアル) ・ 駐車ブレーキ操作 (足踏、ステッキ、レバー)			
その他指示事項			
			現車審査担当者

備考欄入力事項

保安基準適用年月日	昭和・平成	年 月 日	最高出力時回転数	rpm
原動機型式打刻位置	コード ()		騒音規制年・規制値	年騒音規制車 dB
非破壊基準	前突 ・ 側突 ・ 燃料漏れ ・ 歩行者保護		排出ガス規制	年排出ガス規制適合
職権打刻関係	打刻位置 (車台・原動機) 及びシリアル番号		その他	

検査終了後の処理事項

職権打刻 車台	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
原動機			平成 年 月 日

第 14 号様式 乗合・貨物・特種自動車（別添 2 の 6 - 1 (1) 関係）

受付番号	新規検査 予備検査	起案 決裁	平成 平成	年 年	月 月	日 日	書面審査担当者
並行輸入自動車の審査について							
所長(課長)		次長	上席検査官	主席検査官	検査官		
伺							
標記について、審査事務規程並びに並行輸入自動車審査要領に基づき、下記の者から提出された並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容を書面審査したところ「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合していると認められるので審査を実施したいがよろしいでしょうか。							
記							
届出者							

書面審査事項

車名	型式	車台番号又はシリアル番号	原動機型式及び総排気量
区分	指定自動車等と同一・指定自動車等と類似・その他	()	リットル
用途及び車体の形状	貨物・乗合・特種 / 車体の形状()		指定自動車等と同一・資料・鋳出し・計算書・
燃料の種類	ガソリン・軽油		その他()
排出ガス規制	未規制・年規制・重量車(車両総重量 t 超)		
Nox・PM	規制対象外・適合・不適合 / Nox 値	g/km	PM 値 g/km
製作年月日	昭和・平成 年 月 日 / 通関証明書・車検証等・シリアル		
技術基準への適合性	適用対象外車・技術基準適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU検査証・COCペーパー(M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃)・現車審査事項による		

現車審査事項

軸距 cm	減速比	等価慣性重量 ~ kg (ランク)	変速機 自動・手動
排出ガス減少装置			総排気量の鋳出し番号等
触媒 x	O ₂ センサー x	EGR x	エアポンプ x
			リードバルブ x
技術基準への適合性			
FMVSS(CMVSS)ラベル(PASS、MPV、TRUCK、BUS / GVWR kg以下 / F kg/R kg)・WVTAプレート・別紙第 18 号様式・非破壊基準(前突、側突、燃料漏れ、歩行者保護)			
制動装置			
ABS(有無)・ディスク(前後)・ドラム(前後)・倍力装置(真空、液圧、空気)・マスタ、シリンダ(シングル、タンデム、デュアル)・駐車ブレーキ操作(足踏、ステッキ、レバー)			
その他指示事項			
			現車審査担当者

備考欄入力事項

保安基準適用年月日	昭和・平成 年 月 日	最高出力時回転数	rpm
原動機型式打刻位置	コード()	騒音規制年・規制値	年騒音規制車 dB
非破壊基準	前突・側突・燃料漏れ・歩行者保護	排出ガス規制	年排出ガス規制適合
職権打刻関係	打刻位置(車台・原動機)及びシリアル番号	その他	

検査終了後の処理事項

職権打刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車台			年 月 日
原動機			

第 15 号様式 二輪自動車・側車付二輪自動車（別添 2 の 6 - 1 (1) 関係）

受付番号	新規検査 予備検査	起案 決裁	平成 平成	年 年	月 月	日 日	書面審査担当者
並行輸入自動車の審査について							
所長(課長)	次長	上席検査官	主席検査官	検査官			
同							
標記について、審査事務規程並びに並行輸入自動車審査要領に基づき、下記の者から提出された並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容を書面審査したところ「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合していると認められるので審査を実施したいがよろしいでしょうか。							
記							
届出者							

書面審査事項

車名	型式	車台番号又はシリアル番号	原動機型式と総排気量
		()	
区分	指定自動車等と同一・指定自動車等と類似・その他		リットル
車体の形状	オートバイ・側車付オートバイ		指定自動車等と同一・
燃料の種類	ガソリン		資料・鋳出し・計算書・
排出ガス規制	未規制・11年規制		その他()
製作年月日	昭和・平成 年 月 日 / 通関証明書・車検証等・シリアル		
技術基準への適合性	適用対象外車・技術基準適合証明書・試験成績書・指定自動車等と同一構造・EU検査証・COCペーパー・現車審査事項による・別表第 2 (車名/型式) 同一構造)		

現車審査事項

減速比	等価慣性重量	変速機
	~ kg (ランク)	自動・手動(足動)
排出ガス減少装置		総排気量の鋳出し番号等
触媒 x	O ₂ センサー x	エアポンプ x
		リードバルブ x
技術基準への適合性		検査受付印
WTA ラベル・制動装置の E (e) マーク		
制動装置		
ABS (有無)・ディスク(前後)・ドラム(前後)・マスタ、シリンダ(前後シングル)		
その他指示事項		
		現車審査担当者

備考欄入力事項

保安基準適用年月日	昭和・平成 年 月 日	最高出力時回転数	rpm
原動機型式打刻位置	コード()	排出ガス規制	11年排出ガス規制適合
騒音規制年・規制値	13年騒音規制車 9.4 dB	その他	
職権打刻関係	打刻位置(車台・原動機)及びシリアル番号		

検査終了後の処理事項

職権打刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車台			年 月 日
原動機			

第 16 号様式 大型特殊自動車（別添 2 の 6 - 1 (1) 関係）

受付番号	新規検査 予備検査	起案 決裁	平成 平成	年 年	月 月	日 日	書面審査担当者	
並行輸入自動車の審査について								
所長(課長)		次長		上席検査官		主席検査官		検査官
伺								
標記について、審査事務規程並びに並行輸入自動車審査要領に基づき、下記の者から提出された並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容を書面審査したところ「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合していると認められるので審査を実施したいがよろしいでしょうか。								
記								
届出者								

書面審査事項

車名	型式	車台番号又はシリアル番号 ()	原動機型式と総排気量
区分	指定自動車等と同一 ・ 指定自動車等と類似 ・ その他		リットル
用途及び車体の形状	建設機械 / 車体の形状()		指定自動車等と同一 ・ 資料・鋳出し・計算書 ・ その他()
燃料の種類	ガソリン ・ 軽油		
製作年月日	昭和・平成 年 月 日 / 通関証明書 ・ 車検証等 ・ シリアル		

現車審査事項

軸距 cm	総排気量の鋳出し番号等	検査受付印
その他指示事項		現車審査担当者

備考欄入力事項

保安基準適用年月日	昭和・平成 年 月 日	最高出力時回転数	rpm
原動機型式打刻位置	コード()	その他	
職権打刻関係	打刻位置(車台・原動機)及びシリアル番号		

検査終了後の処理事項

職権打刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車台			年 月 日
原動機			

第 17 号様式 被牽引自動車（別添 2 の 6 - 1 (1) 関係）

受付番号	新規検査 予備検査	起案 決裁	平成 平成	年 年	月 月	日 日	書面審査担当者
並行輸入自動車の審査について							
所長(課長)	次長	上席検査官	主席検査官	検査官			
同							
標記について、審査事務規程並びに並行輸入自動車審査要領に基づき、下記の者から提出された並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容を書面審査したところ「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合していると認められるので審査を実施したいがよろしいでしょうか。							
記							
届出者							

書面審査事項

車名	型式	車台番号又はシリアル番号
		()
区分	指定自動車等と同一 ・ 指定自動車等と類似 ・ その他	
用途及び車体の形状	貨物 ・ 特種 車体の形状()	
製作年月日	昭和・平成 年 月 日 / 通関証明書 ・ 車検証等 ・ シリアル	
技術基準への適合性	適用対象外車 ・ 技術基準適合証明書 ・ 試験成績書 ・ 指定自動車等と同一構造 ・ EU検査証 ・ COCペーパー(0 ₁ 、0 ₂ 、0 ₃ 、0 ₄) ・ 現車審査事項による	

現車審査事項

軸距	技術基準への適合性	
	WVTA プレート	
cm	制動装置	
	ABS(有無) ・ ディスク ・ ドラム ・ 駐車ブレーキ操作(ワイヤー式、スプリング式)	
その他指示事項		検査受付印
		現車審査担当者

備考欄入力事項

保安基準適用年月日	昭和・平成 年 月 日	その他
職権打刻関係	車台番号打刻位置及びシリアル番号	
牽引車		

検査終了後の処理事項

職権打刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車台			年 月 日

第 18 号様式（別添 2 の 6 - 1 (2) 関係）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の技術基準	技術基準への適合性の審査			
	適用が除外される場合	技術基準への適合性を証する書面による場合	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	現車審査での確認内容
別添1 大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準	適用対象外車	技術基準適合証明書 試験成績書	別表第1 装着要領書に基づき速度抑制装置を装着	有 装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルと「速度抑制装置付」の標識
別添6 衝撃吸収式かじ取り装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和48年9月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マークの表示 FMVSS(CMVSS)ラベル ハンドル角度35°超 EU加盟国の検査証 構造図	有 WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベルの PASS 又は GVWR が 4536kg (10000lbs)以下の MPV・ TRUCK・BUS ハンドル角度35°超
別添9 イモビライザの技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成18年6月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E(e)マークの表示 EU加盟国の検査証 装備なし	有 WVTA プレート E(e)マーク イモビライザが備えられていないこと。
別添10 トラック及びバスの制動装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成11年6月30日（車両総重量 3.5t 超えは平成12年6月30日）以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証 (1)及び(3)【FMVSS(CMVSS) No. 135 を適用の場合】	有 WVTA プレート FMVSS(CMVSS)ラベル PASS 又は GVWR 3500kg (7716lbs)以下の MPV・ TRUCK・BUS GVWR3500Kg(7716lbs)を 超え 4536kg(10000lbs) 以下の MPV・TRUCK・BUS GVWR4536kg(10000lbs)を 超える MPV・TRUCK・BUS
		【FMVSS(CMVSS)No. 105 を適用の場合】 試験成績書及び別表第1(1).(2).(4)「車両総重量 3.5 t 以下」 試験成績書及び別表第1(1).(2).(5)「車両総重量 3.5 t 超え」 試験成績書及び別表第1(1).(6)「車両総重量 4.5 t 超え」		

別添11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成3年9月30日 (バスの車両総重量12t超えは平成4年3月31日、けん引車の車両総重量7t超え13t以下は平成7年8月31日)以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証	有	WVTA プレート
別添12 乗用車の制動装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成11年3月31日 (キャブオーバー型、車枠を有する全輪駆動は平成14年9月30日)以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証 (1)及び(2)【FMVSS(CMVSS) No. 135 を適用の場合】	有	WVTA プレート FMVSS(CMVSS) ラベルの PASS 又は GVWR が 3500kg (7716lbs) 以下の MPV・ TRUCK・BUS
別添13 二輪車の制動装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成11年6月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA ラベル E(e)マーク 別表第2に掲載 EU加盟国の検査証	有	WVTA ラベル E(e)マーク FMVSS(CMVSS)ラベル
		側車付二輪車の場合 試験成績書及び FMVSS(CMVSS)ラベル			
別添14 制動液漏れ警報装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年11月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 別添 10 又は別添 12 の 技術基準が適用される場合 構造図 FMVSS(CMVSS)ラベル	有	FMVSS(CMVSS)ラベル
別添15 トレーラの制動装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成11年6月30日 (車両総重量3.5t超え平成12年6月30日)以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証	有	WVTA プレート
別添16 乗用車用プラスチック製燃料 タンクの技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年11月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 E マーク 別添 17 の技術基準に 適合し自動車製作者が装着したもの COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証	有	WVTA プレート E マーク 自動車製作者が装着した ものであること。

別添17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年11月30日(乗用以外の自動車は昭和63年3月31日)以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 FMVSS(CMVSS)ラベル 非破壊基準	有	FMVSS(CMVSS)ラベルの PASS 又は GVWR が 4536kg (10000lbs)以下の MPV・ TRUCK・BUS 規程 4 - 2 2 - 1 - 2 (5)非破壊基準
別添23 前面衝突時の乗員保護の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成11年3月31日 (定員10人以下のキャブオーバータイプと車枠を有する全輪駆動(車両総重量 2.8t以下の貨物を含む)は平成11年6月30日)以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 FMVSS(CMVSS)ラベル 非破壊基準	有	FMVSS(CMVSS)ラベル 規程 4 - 2 7 - 1 (3) 非破壊基準
別添24 側面衝突時の乗員保護の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成15年9月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証 非破壊基準	有	WVTA プレート 規程 4 - 2 7 - 1 (9) 非破壊基準
別添25 突入防止装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成4年5月31日 (車両総重量 7t 超え 8t以下は平成9年9月30日)以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E(e)マーク EU加盟国の検査証 突入防止装置の識別要 領通達に基づく刻印	有	WVTA プレート E(e)マーク 刻印
別添27 内装材料の難燃性の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成7年3月31日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル	有	WVTA プレート FMVSS(CMVSS)ラベル
別添28 インストルメントパネルの衝撃 吸収の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年3月31日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート EU加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル 現車審査での確認	有	WVTA プレート FMVSS(CMVSS)ラベルの PASS 又は GVWR が 4536kg (10000lbs)以下の MPV・ TRUCK・BUS 表面は硬い部材でないも ので、金属等の露出がないこと。

別添30 座席及び座席取付装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年11月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル	有	WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベル
別添31 座席ベルト取付装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル	有	WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベル
別添32 座席ベルトの技術基準	適用対象外車 製作年月日	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル	有	WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベル
別添34 頭部後傾抑止装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 現車審査での確認	有	WVTA プレート E マーク 頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のもので、構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていること。
別添35 年少者用補助乗車装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成7年3月31日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル	有	WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベル
別添36 とびらの開放防止の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年11月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル	有	WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベルの PASS、MPV 又は TRUCK

別添37 窓ガラスの技術基準	適用対象外車 製作年月日	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル 安全ガラスマーク	有	WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベル 安全ガラスマーク
別添78 盗難発生警報装置の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成18年6月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E(e)マーク E U加盟国の検査証 装備なし	有	WVTA プレート E(e)マーク 盗難発生警報装置が備えられていないこと。
別添80 車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年11月30日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート e マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル 脱落式	有	WVTA プレート e マーク FMVSS(CMVSS)ラベル 脱落式であること
別添87 サンバイザの衝撃吸収の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年3月31日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E マーク E U加盟国の検査証 FMVSS(CMVSS)ラベル 現車審査での確認	有	WVTA プレート E マーク FMVSS(CMVSS)ラベルのPASS 又は GVWR が 4536kg (10000lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS 表面が衝撃を吸収する部材で覆われているもので、内部構造物に硬い接触感がないこと。
別添93 連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準	適用対象外車 製作年月日、昭和50年3月31日以前	技術基準適合証明書 試験成績書	別表第1 別添 15 の技術基準に適合している場合 COC ペーパーの提出 WVTA プレート E U加盟国の検査証	有	WVTA プレート
別添99 歩行者頭部保護の技術基準	適用対象外車 製作年月日、平成22年8月31日(規程4-27-4(6)の自動車は平成24年8月31日)以前	技術基準適合証明書 試験成績書	指定自動車等と同一構造 別表第1 非破壊基準	有	規程4-27-1(14) 非破壊基準